

A high-speed photograph of water being splashed, creating a dynamic and refreshing background. The water is captured in mid-air, with droplets and bubbles visible, set against a light blue gradient.

第2次春日井市水道事業経営戦略

(案)

2026年度～2035年度

(令和8年度～令和17年度)

春日井市

2026年(令和8年) 月改定

目 次

第1章 経営戦略策定及び改定の概要	1
1 策定の背景	1
2 改定の目的	1
3 位置づけ	2
4 計画期間	3
第2章 事業概要	4
1 事業の現況	4
2 これまでの主な経営健全化の取組	8
3 現状分析	13
第3章 将来の事業環境	29
1 給水人口の予測	29
2 有収水量と給水収益の見通し	30
3 組織の見通し	31
第4章 経営の基本方針	32
1 事業の基本方針	32
2 施策体系	33
3 今後の取組	34
第5章 投資・財源試算	38
1 投資・財源試算と投資・財政計画	38
2 投資試算	39
3 財源試算	44
第6章 投資・財政計画	48
1 概要	48
2 内部留保資金の基準	49
3 企業債の借入方針	50
4 水道料金の改定	51
5 投資・財源試算(投資・財政計画)	64

第7章 経営指標と目標値	70
1 経営指標の選定	70
2 目標値の基本的な考え方	70
3 目標値	71
第8章 推進体制と進捗管理	72
1 推進体制	72
2 推進管理及び継続的な改善	72
3 改定スケジュール	73
資料編	74
施設の概要	74
投資・財政計画に係る主な前提条件	76
用語解説	77
春日井市上下水道事業経営審議会委員名簿	83
春日井市上下水道事業経営審議会審議経過	84
市民意見公募の結果	85
諮問(写)	86
諮問に係る答申期限変更依頼(写)	87
答申(写)	88

第1章 経営戦略策定及び改定の概要

1 策定の背景

春日井市水道事業は、1957年(昭和32年)に給水を開始して以来、水需要の増加や給水区域の拡大に併せ、7期(1960年度(昭和35年度)から2008年度(平成20年度))にわたる拡張事業を実施し、市内全域に安全で安心な水の供給に努めてきました。

また、2007年度(平成19年度)に、本市水道事業の目指すべき将来像「信頼の水、春日井の水道」を実現するための施策や工程を包括的に明示した「春日井市地域水道ビジョン」(以下「地域水道ビジョン」という。)を策定するとともに、具体的な方策として2008年度(平成20年度)に「春日井市水道事業中長期施設整備計画」(以下「中長期施設整備計画」という。),「春日井市水道事業中長期財政計画」(以下「中長期財政計画」という。)を策定し、事業を進めてきました。

しかしながら、人口減少などにより水需要の減少に伴う給水収益の減少が見込まれる一方で、多くの水道施設が更新時期を迎え、多額の費用が必要となることから、水道事業を取り巻く状況は厳しいものとなることが予想されます。

こうした中、本市水道事業は、経営状況や将来環境を分析したうえで、事業の効率化、施設管理の見直しなどを行い、経営基盤の強化を図るとともに、具体的な経営改善に取り組むため、中長期的な収支計画である「春日井市水道事業経営戦略」(以下「第1次経営戦略」という。)を2018年(平成30年)3月に策定しました。その後、計画と実績に一部乖離が生じたため、学識経験者や公共的団体等の役員又は職員、大口使用者、公募による市民で構成された「春日井市上下水道事業経営審議会」(以下「経営審議会」という。)での審議を経て、2023年(令和5年)3月に中間見直しを行いました。

2 改定の目的

第1次経営戦略では、計画期間を2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)までの10年間とし、経営審議会では毎年度、PDCAサイクルの中で事業の適切な進捗管理、検証や改善を行ってきました。

しかしながら、経営状況を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、市内に供給する水

の約8割を占める県営水道の水道料金が、2024年（令和6年）10月と2026年（令和8年）4月の2段階にわたり引き上げられました。

また、昨今の物価の高騰に加え、国から令和6年能登半島地震を踏まえた地震防災対策の強化が求められていることから、安全で安心な水を安定して供給していくためには、第1次経営戦略の策定時に想定し得なかった費用が必要となります。

このことから、第1次経営戦略の計画期間中ではありますが、水道料金のあり方も踏まえ、前倒して第2次春日井市水道事業経営戦略（以下「第2次経営戦略」という。）に改定するものです。

3 位置づけ

この計画は、中長期施設整備計画及び中長期財政計画の終了に伴い、地域水道ビジョンを踏まえて策定した第1次経営戦略を改定するものです。

引き続き「春日井市総合計画」との整合を図りつつ、国土交通省が示す「新水道ビジョン」及び総務省が策定を求める「経営戦略」を包含し、水道事業を将来にわたり安定的に継続していくための、経営の基本計画として位置付けます。



4 計画期間

国の「経営戦略策定・改定ガイドライン(2019年(平成31年)3月)」(以下「改定ガイドライン」という。)において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、投資・財政計画の期間は10年以上を基本とする」、さらに「経営戦略策定・改定マニュアル(2022年(令和4年)1月)」において、改定について「N+5年度からの10年間について、改めて投資・財政計画をつくるとともに、収支均衡を図るための取組を必要に応じて追加、修正する」と示されています。このため、計画期間は、2026年度(令和8年度)から2035年度(令和17年度)までの10年間とし、中間年度に見直しを行います。

		N	N+1	N+2	N+3	N+4	N+5	...	(年度)					
2018 (H30)	~	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
第1次経営戦略 2018~2027 (H30~R9)														
		改定	第2次経営戦略 2026~2035 (R8~R17)											
							改定	第3次経営戦略 2031~2040 (R13~R22)						

第2章 事業概要

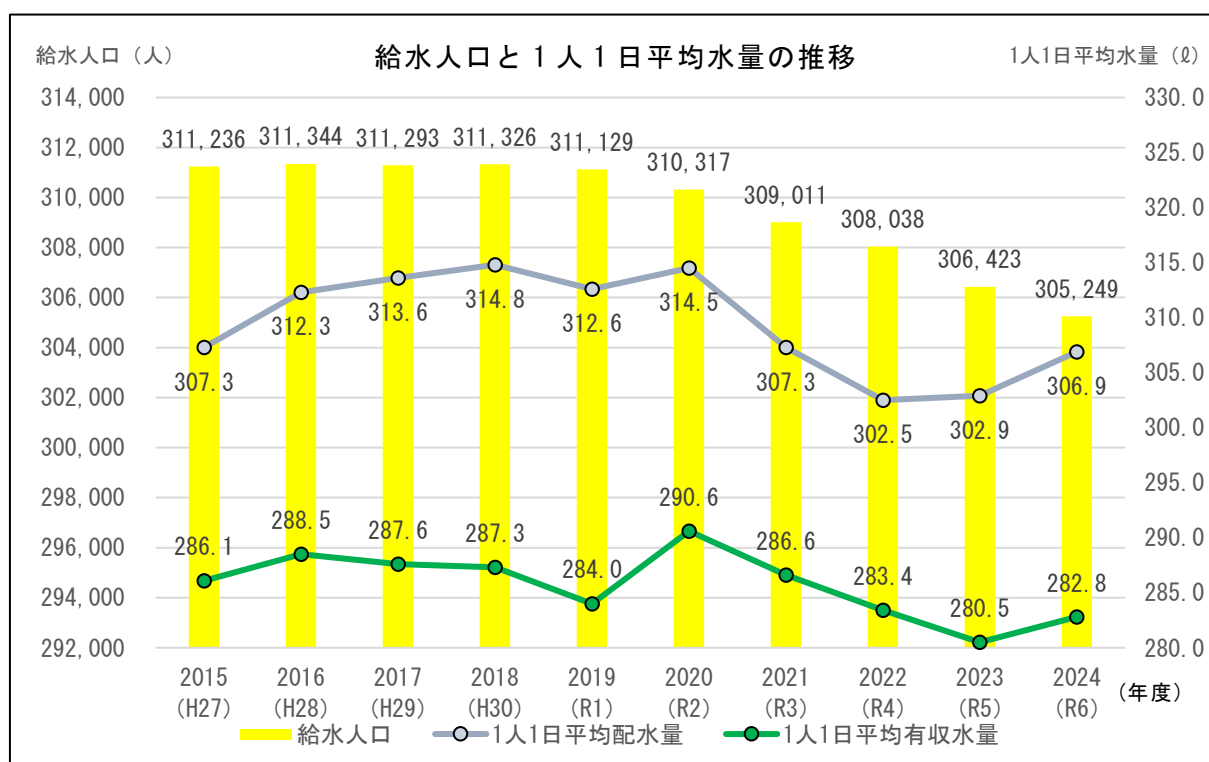
1 事業の現況

(1) 給水

本市水道事業では、有収水量の約9割を家庭用に配水しており、現在、人口が減少し始めていることや、節水機器の普及等により1人当たりの使用水量が減少していることから、配水量、有収水量はともに減少傾向にあります。

2020 年度(令和2年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭内での水の使用量が増えたため、配水量、有収水量ともに増加しました。2024 年度(令和6年度)は、リニア中央新幹線の工事が本格化したことなどにより、大口使用者の使用水量が増えたため、配水量、有収水量ともに増加しました。

供用開始年月日	1957 年(昭和 32 年)4月
計画給水人口	313,100 人
現在給水人口 【2024 年度(令和6年度)決算】	305,249 人
有収水量密度 【2024 年度(令和6年度)決算】	31,511 千 m ³ /7,370ha=4.28 千 m ³ /ha



(2) 水道施設

本市水道事業は、7期にわたる拡張事業により給水区域を拡大してきました。

特に昭和50年代以降に、人口の急増に合わせ、急速に水道施設の整備を行っており、当時整備した施設が、今後一斉に更新時期を迎えることになります。

また、この時期に整備した管路には、耐震性が不十分なものも見られます。

このため、計画的な更新及び耐震化に取り組む必要があります。

水源		県水受水、地下水
施設数※	浄水場の数	2箇所
	配水場の数	15箇所
管路延長 【2024年度(令和6年度)決算】		1,357.22km
施設能力 【2024年度(令和6年度)決算】		112,500 m ³ /日
施設利用率 【2024年度(令和6年度)決算】		83.3%

※内訳は資料編 P74、75



(3) 水道料金

料金体系	基本料金(10段階の口径別) 従量料金(口径 13～25mm は6段階、口径 30～200mm は4段階の逡増制)
料金改定年月日	2014 年(平成 26 年)4月1日(値下げ) (消費税のみの改定は含まない)

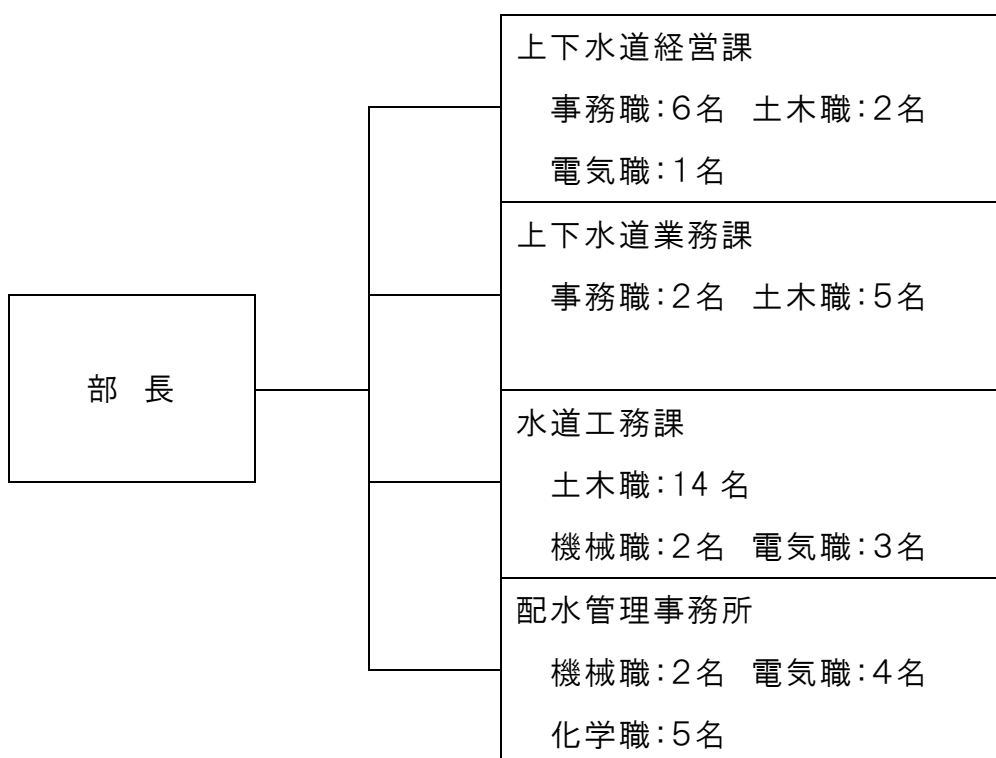
料金表 1か月当たり(税抜)

用途	口径(mm)	基本料金 (円/月)	従量料金	
			使用水量(m ³)	料金(円/m ³)
一般用	13 20 25	750 1,070 1,970	1～10	19
			11～20	103
			21～30	138
			31～40	176
			41～50	210
			51～	237
	30 40 50 75 100 150 200	3,460 6,440 9,700 24,390 41,760 95,040 153,600	1～50	210
			51～100	237
			101～200	242
			201～	254
湯屋用	-	4,800	1～200	7
			201～	27
一時用	-	3,360	1～	254

(4) 組織

本市水道事業に係る業務を行う部署は、3課1事務所で職員数、職種等は次のとおりです。

水道事業組織図(2025 年(令和7年)4月1日現在)



年齢別職員数(2025 年(令和7年)4月1日現在)

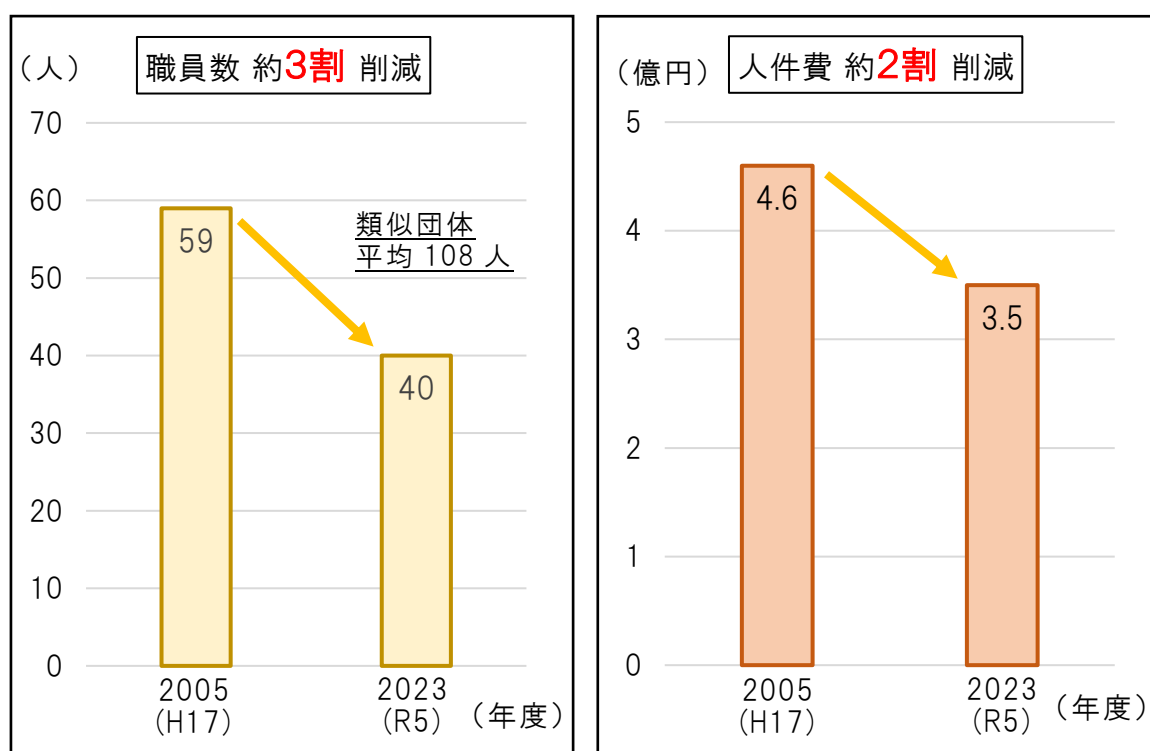
	上下水道 経営課	上下水道 業務課	水道工務課	配水管理 事務所	合計
61 歳～	0人	0人	0人	0人	0人
51～60 歳	1人	1人	3人	3人	8人
41～50 歳	5人	1人	1人	2人	9人
31～40 歳	2人	2人	10人	5人	19人
～30 歳	1人	3人	5人	1人	10人
合計	9人	7人	19人	11人	46人

2 これまでの主な経営健全化の取組

(1) 業務執行体制の適正化

本市水道事業は、水道部と下水道部を統合し、水道と下水道の管理部門・窓口部門を一元化するなど、組織の再編等による業務効率化に努めてきました。

なお、愛知県内の名古屋市を除く給水人口が30万人以上の末端給水事業者である類似団体と比較しても職員数は少ない水準にあります。

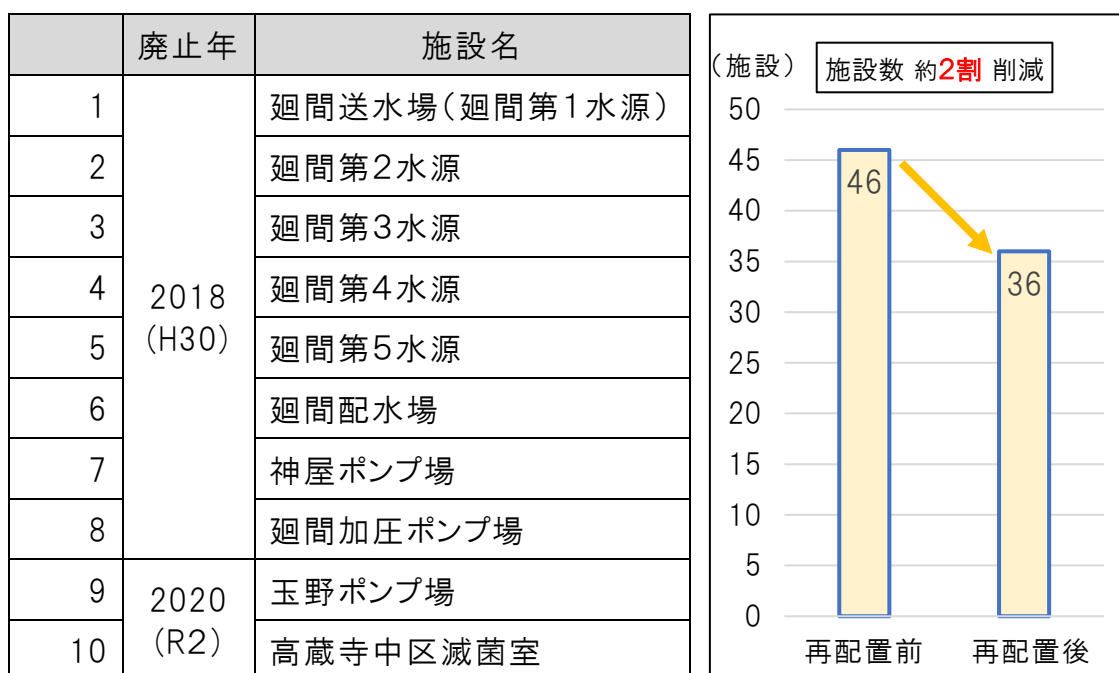


■ 県内類似団体

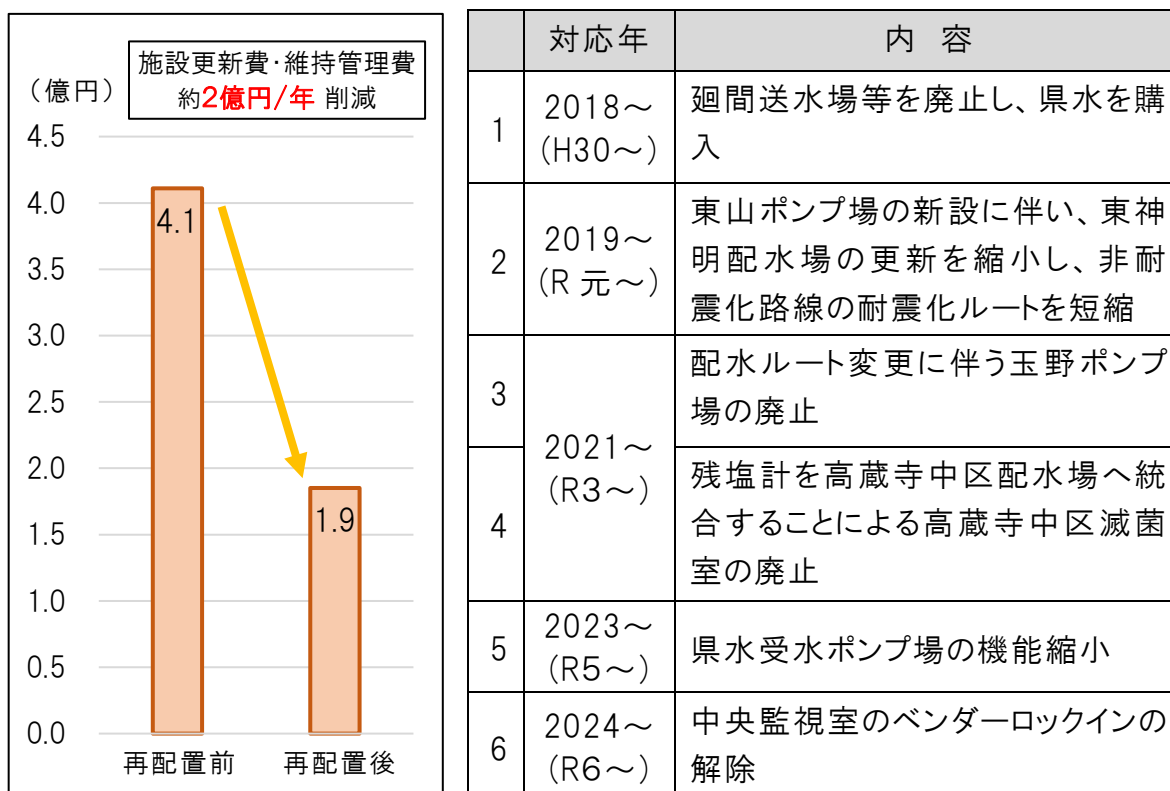
豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、愛知中部水道企業団

(2) 将来を見据えた適正な施設の再配置

第1次経営戦略策定に基づき、施設の運用を見直し、送水場及びポンプ場等の統廃合を進めています。



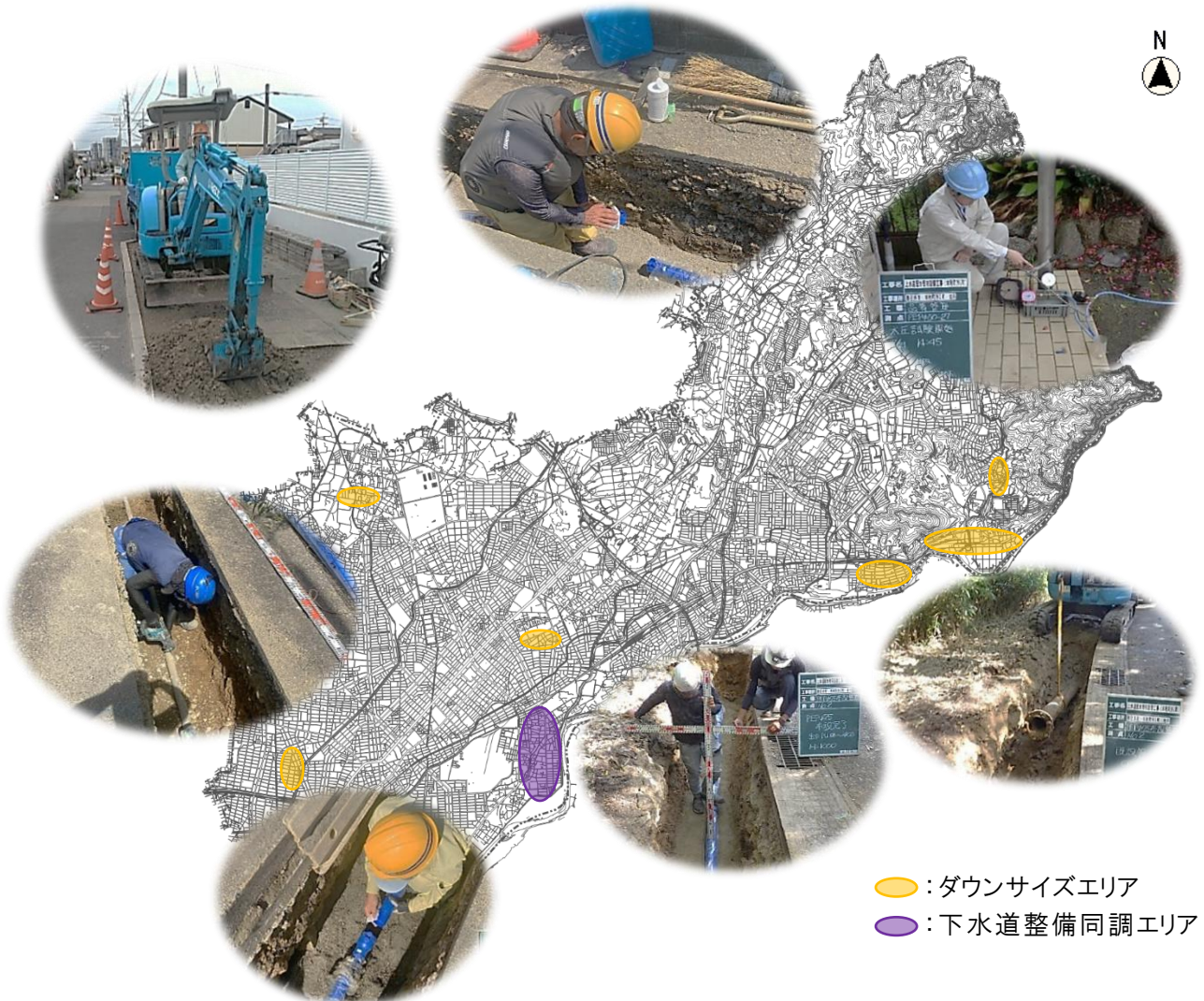
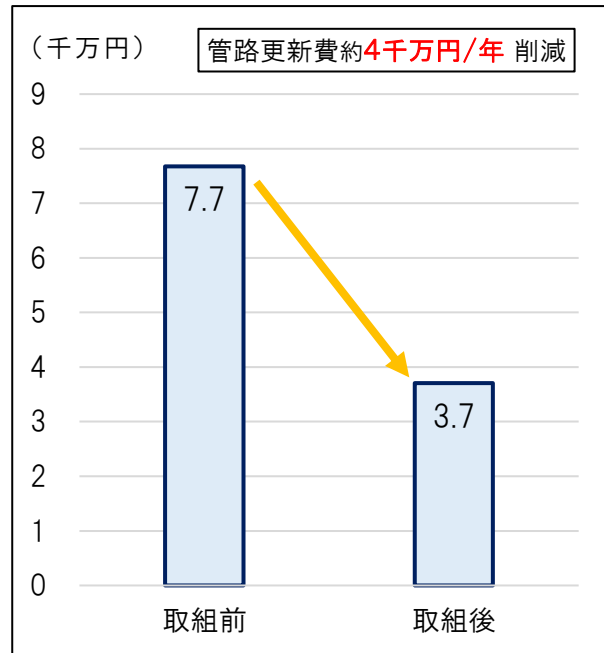
また、施設の統廃合を進めることによるダウンサイジング等により、現状のまま更新を行うより、更新費及び維持管理費の削減を図っています。



(3) 効率的な管路整備

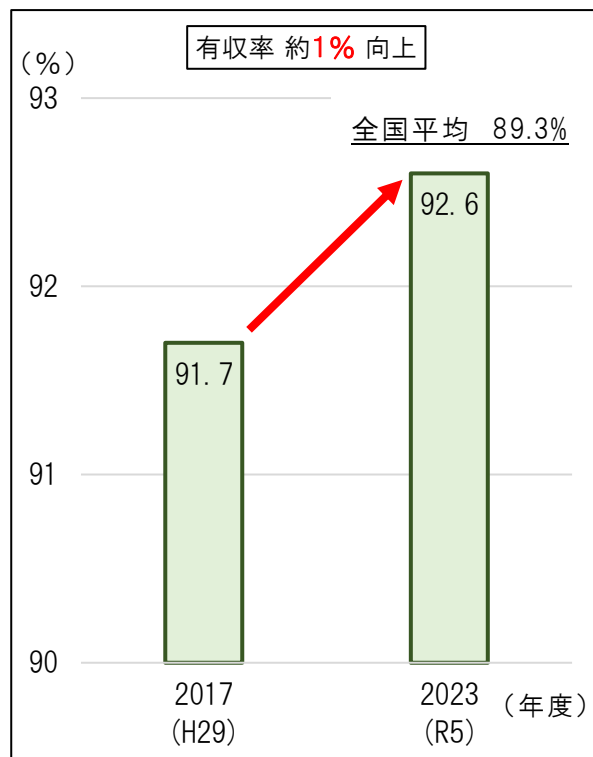
老朽管更新事業において、対象地区の水需要を勘案し、現状過大な管径を適正な管径にダウンサイジングすることや、下水道整備等他の事業と合わせて布設替えを行うことにより、舗装復旧費の削減を行っています。

(2018年度(平成30年度)から2024年度(令和6年度)までの算定)



(4) 適正な維持管理

配水場から供給した水量（配水量）に対して、実際に水道料金として収入になった水量（有収水量）の割合を有収率と言います。数値が高いほど無駄なく水道水を供給できていることを意味しており、漏水調査の規模拡大と早期修繕により、有収率の向上・維持に努めています。



(5) 収益の確保

水道施設の用地の一部について、駐車場などで貸し付けることにより収益化を図っています。

また、旧水道施設の未利用地について、今後の活用方法を検討するにあたり、ホームページにて活用希望者及びアイデア募集をするなど、積極的に保有資産の有効活用を推進し、収益の確保に努めています。

ホームページ掲載バナー

事業・個人用の土地情報掲載中

**旧水道施設
未利用地の**

**活用希望者
&
アイデア**

を募集します

買いたい方、借りたい方、ご相談ください

市 HP にて詳細を確認できます。

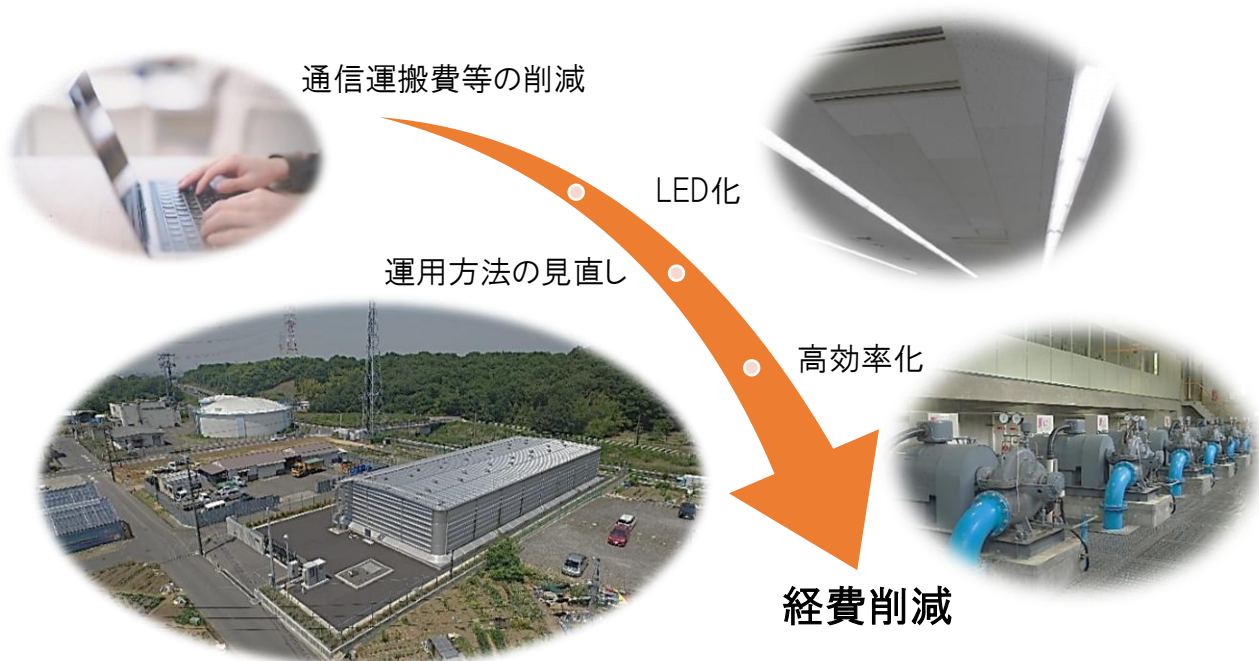


(6) 経費(その他)の削減

浄水場やポンプ場など水道施設の運転には多くの電力を使用するため、本市では、高効率モーターやLED照明などの高効率機器の導入、浄水施設や配水施設の運用方法を見直す等により、省エネルギー化を推進しています。

また、地域の電力の安定供給にも貢献するため、「公共施設への電力供給とゼロカーボン推進に関する連携協定」に基づく取組として、送水ポンプの運転時間帯を調整し、電力のピーク需要を抑制するデマンドレスポンスを実施してきました。

その他、水道料金の口座振替済通知書の廃止を行うなど、通信運搬費及び印刷製本費の削減に努めています。



(7) 広域化

経営基盤の強化や経営の効率化を図ることを目的として、愛知県が主催する「愛知県水道広域化研究会議」に参加しています。また、一宮市との「水質検査の相互協力に関する協定書」に基づき、緊急時の水質検査について相互協力を行っています。



3 現状分析

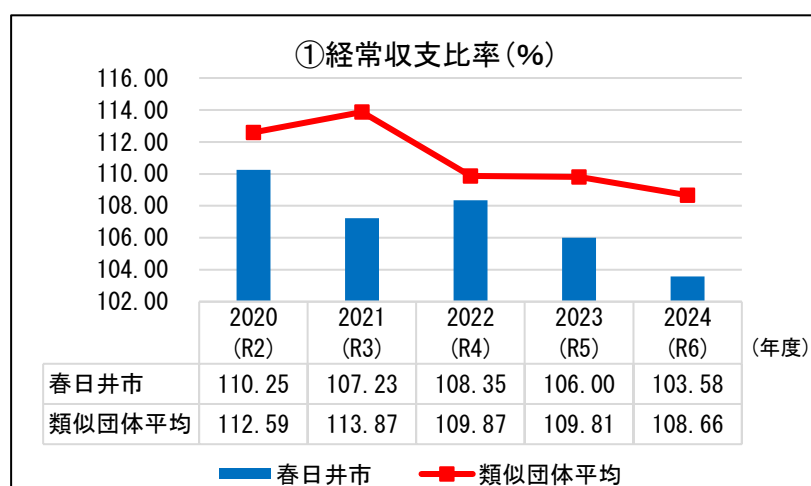
水道事業は、料金収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。将来にわたり、安全で安心な水を安定して供給し続けるには、現状分析を行い、課題を把握する必要があります。

そのため、総務省の経営比較分析表や第1次経営戦略の計画指標により現状分析を行いました。

(1) 経営比較分析表を活用した現状分析

ア 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率



■ 指標の概要

給水収益等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上の場合は経常黒字を、100%未満の場合は経常赤字を表します。

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経営収益}}{\text{経営費用}} \times 100$$

■ 本市の状況

類似団体平均と比較すると低い水準となっており、100%は保っているものの、給水人口の減少や1人当たりの水需要の減少による経常収益の減少や物価高騰等による経常費用の増加により比率は低下傾向にあります。

② 累積欠損金比率

年度 区分	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
春日井市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
類似団体平均	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

■指標の概要

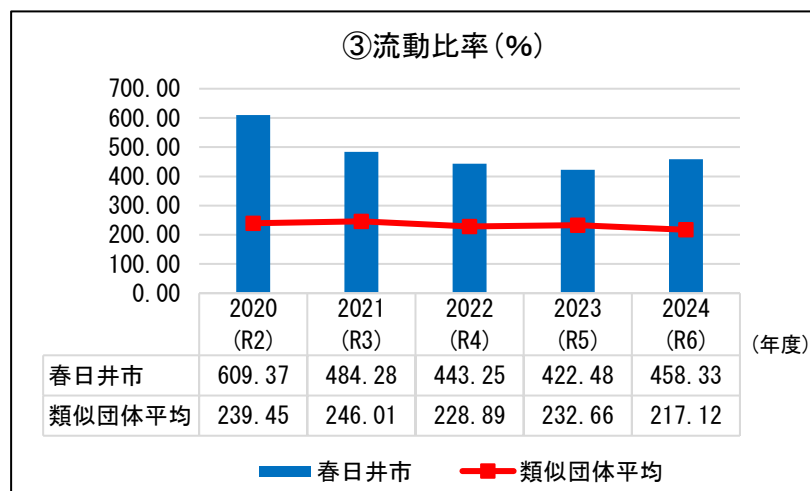
営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のことで、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。

$$\text{累積欠損金比率(\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益－受託工事収益}} \times 100$$

■本市の状況

2013年度(平成25年度)に累積欠損金を解消して以降は、発生していません。

③ 流動比率



■指標の概要

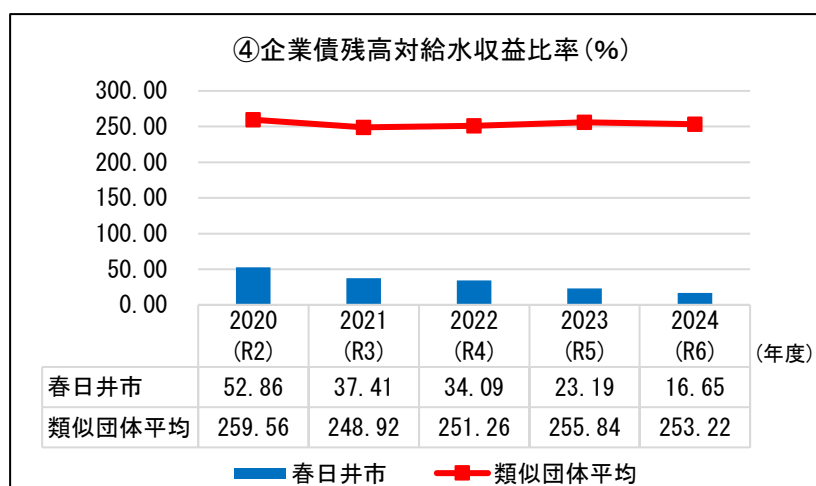
短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。

$$\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

■本市の状況

類似団体平均を上回り、短期的な債務に対する支払能力を確保できています。

④ 企業債残高対給水収益比率



■ 指標の概要

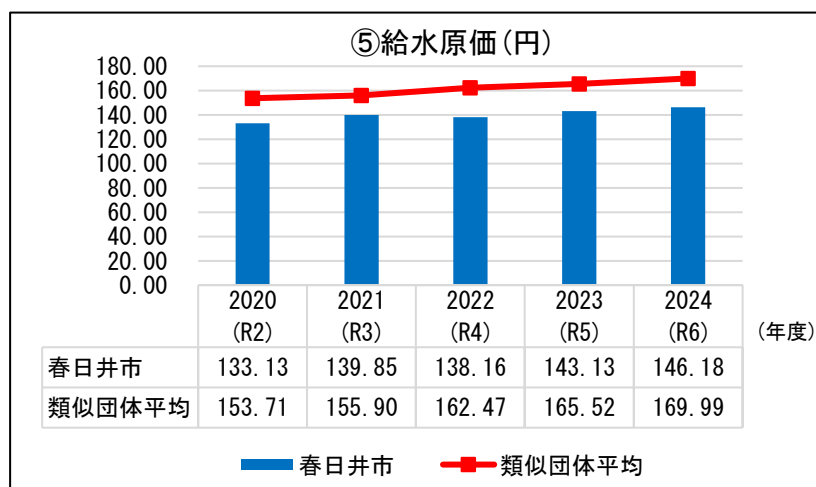
給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、といった分析を行い、適切な数値となっていることが求められます。

$$\text{企業債残高対給水収益比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高の合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

■ 本市の状況

2001年度(平成13年度)以降、新たに企業債の借入を行っていないため、類似団体平均より下回っています。

⑤ 給水原価



■指標の概要

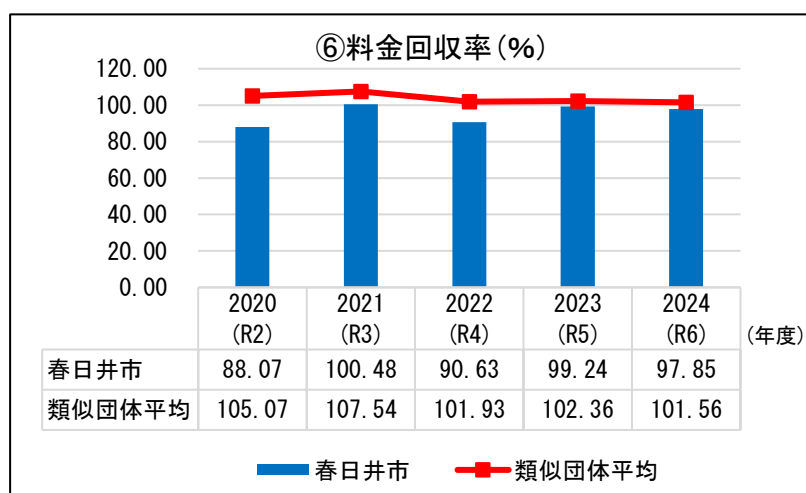
有収水量1 m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。明確な数値基準はありませんが、現状を分析し適切な数値となっていることが求められます。

$$\text{給水原価(円)} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$$

■本市の状況

類似団体平均を下回っていますが、給水人口の減少や1人当たりの水需要の減少等に伴い有収水量が減少傾向で、物価高騰等の影響で費用が増加傾向であるため、年々増加傾向で推移しています。

⑥ 料金回収率



■指標の概要

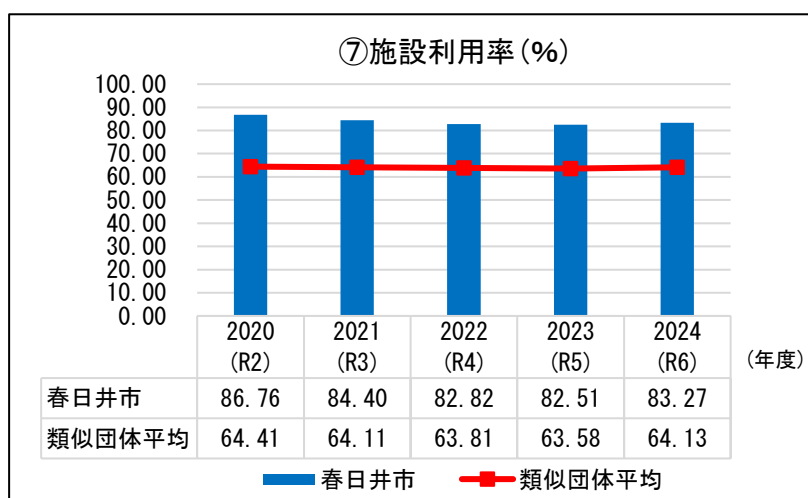
給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。

$$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

■本市の状況

2020年度(令和2年度)に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う支援対策、2022年度(令和4年度)に物価高騰の支援対策として水道料金の基本料金を免除したことにより、給水収益が減少したため低くなっています。その他の年度は、2021年度(令和3年度)は概ね100%でしたが、2023年度(令和5年度)からは、物価高騰等に伴う費用の増加により、100%を下回っています。

⑦ 施設利用率



■指標の概要

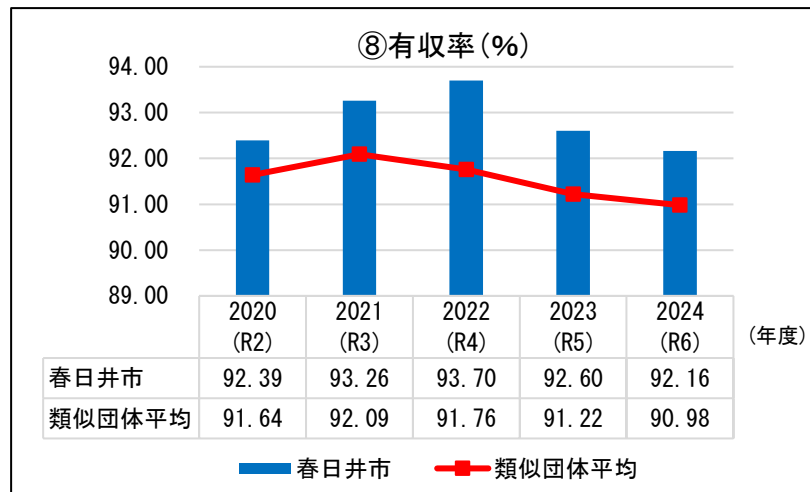
1日配水能力に対する1日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。ただし、数値が高すぎると、余力が少なく突発的な水需要に対応出来なくなることから安定供給という視点から問題になります。

$$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

■本市の状況

8割が県水からの受水となっていることから、類似団体を上回っており、高い値で安定しています。

⑧ 有収率



■ 指標の概要

施設からの配水が収益につながっているかを判断する指標で、100%に近ければ近いほど施設からの配水が収益に反映されていると言えます。

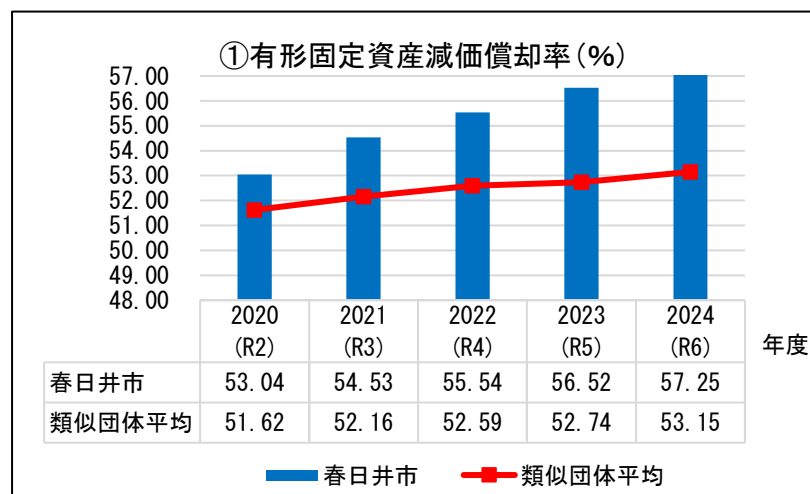
$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}} \times 100$$

■ 本市の状況

計画的に区域ごとで、漏水調査を行い、収益に結びつかない漏水による水量の軽減に努めることにより、類似団体の平均値を上回っています。

イ 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率



■指標の概要

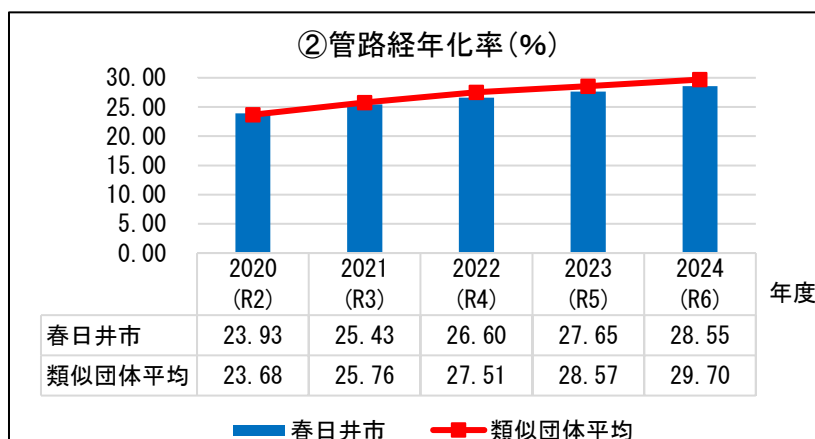
有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。明確な数値基準はありませんが、一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価}} \times 100$$

■本市の状況

償却対象資産の減価償却が進み、類似団体と比べ、老朽化が進んでいます。

② 管路経年化率



■指標の概要

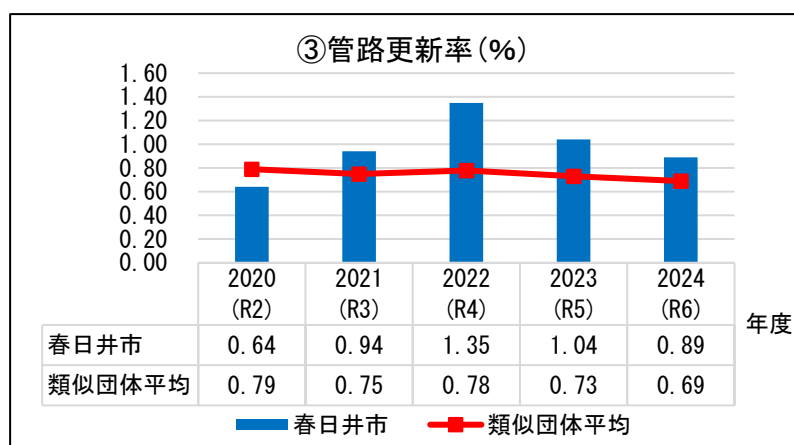
法定耐用年数を経過した管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。明確な数値基準はありませんが、一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。

$$\text{管路経年化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

■本市の状況

法定耐用年数を経過した管路が増加傾向で推移し、類似団体と同程度となっています。

③ 管路更新率



■ 指標の概要

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。明確な数値基準はありませんが、全ての管路の更新に何年かかるか推測できる指標となります。

$$\text{管路更新率(\%)} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

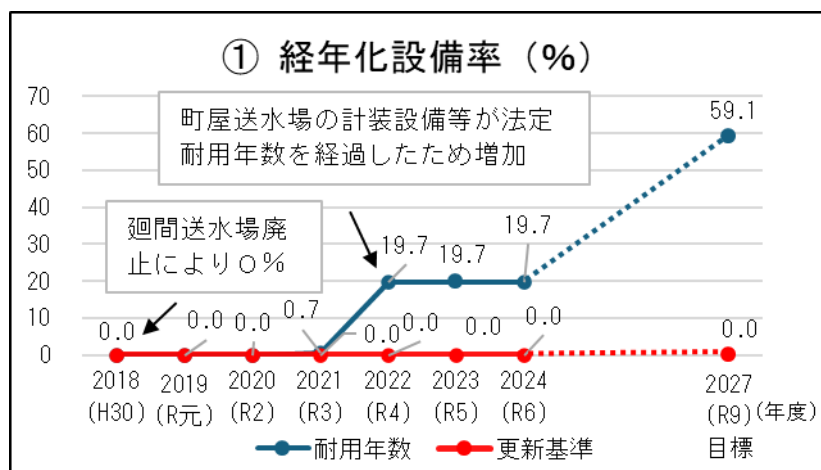
■ 本市の状況

口径の大きさ等により工事費に違いがあり、大口径の管路を行う年度は、管路延長が短くなるため、更新率に増減がありますが、概ね類似団体を上回るペースで管路の更新を進めています。

(2) 第1次経営戦略の現状分析

ア 水道施設の計画的更新

① 経年化設備率(施設の耐用年数、更新基準については、39 ページに記載)



■指標の概要

浄水場内の法定耐用年数を経過した電気・機械設備の割合を表す指標で、浄水場内の設備の老朽化度合を示しています。明確な数値基準はありませんが、一般的に数字が高い場合は、法定耐用年数を経過した設備を多く保有しており、設備の更新等の必要性を推測することができます。

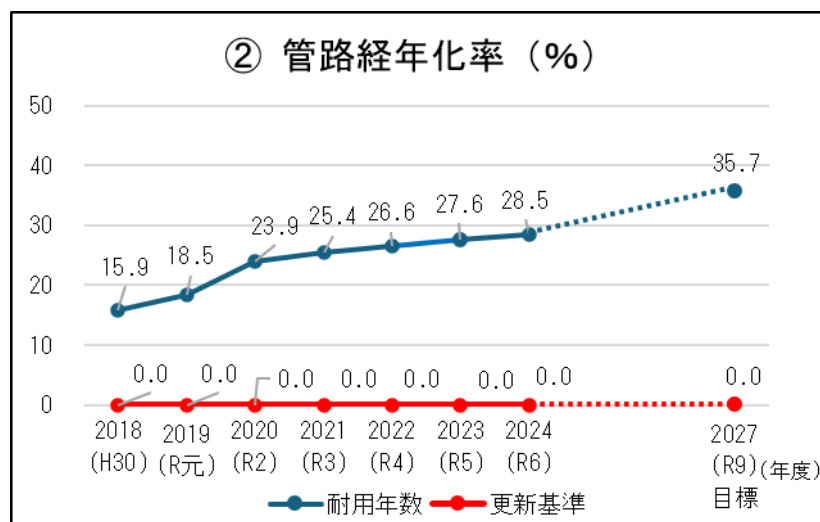
$$\text{経年化設備率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した電気・機械設備数}}{\text{電気・機械設備数}} \times 100$$

■本市の状況

法定耐用年数で算出した経年化設備率は段階的に上昇し、2027年度(令和9年度)には、知多配水場の計装設備が法定耐用年数を経過する見込みですが、計画通り推移しています。

なお、第1次経営戦略で定めた更新基準を経過した設備はありません。

② 管路経年化率(管路の耐用年数、更新基準については、40ページに記載)

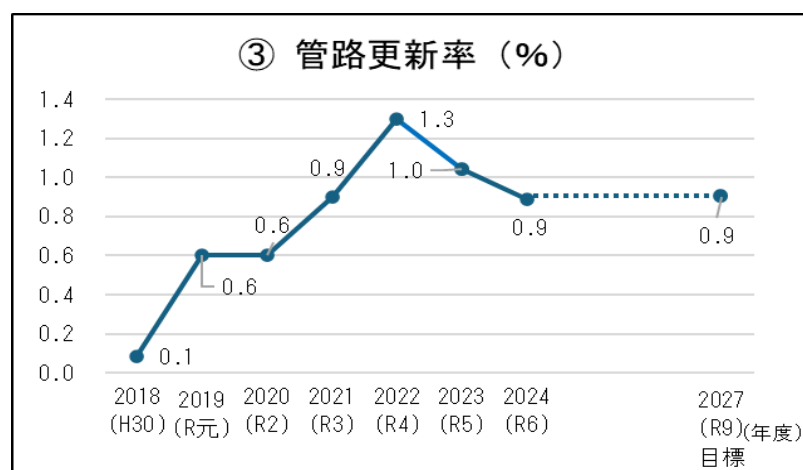


■本市の状況

法定耐用年数で算出した管路経年化率は上昇傾向にありますが、計画通り推移しています。

なお、第1次経営戦略で定めた更新基準を経過した管路はありません。

③ 管路更新率



■本市の状況

目標値を超える値で管路の更新を進めています。

イ 水道施設の耐震化

① 浄水施設耐震化率

■指標の概要

耐震対策の施されている浄水施設能力の割合で、災害に対する浄水処理機能の信頼性・安全性を表す指標です。数値は高いことが望めます。

$$\text{浄水施設耐震化率}(\%) = \frac{\text{耐震対策の施されている浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$$

■本市の状況

既に浄水施設の耐震化を終えています。

② 配水池耐震施設率

■指標の概要

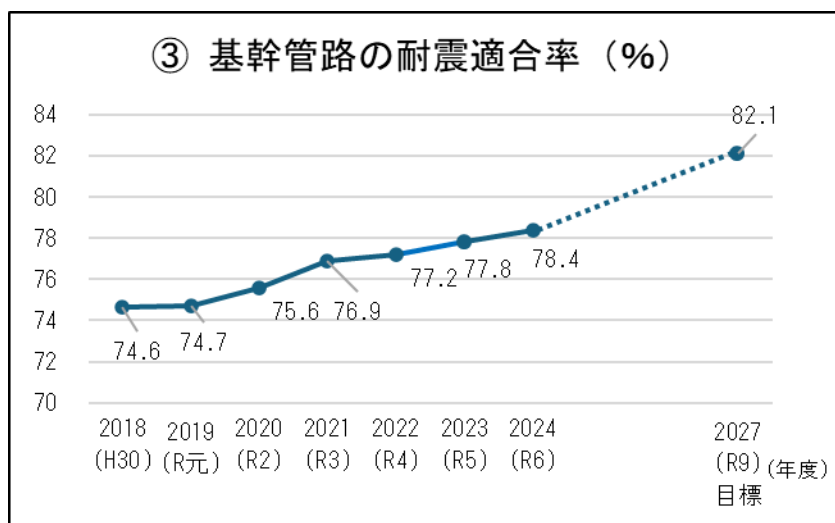
耐震対策の施されている配水池容量の割合で、災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す指標です。数値は高いことが望めます。

$$\text{配水池耐震施設率}(\%) = \frac{\text{耐震対策の施されている配水池有効容量}}{\text{配水池有効容量}} \times 100$$

■本市の状況

既に配水池の耐震化を終えています。

③ 基幹管路の耐震適合率



■指標の概要

耐震管に加え、地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる基幹管路の割合で、数値は高いことが望まれます。

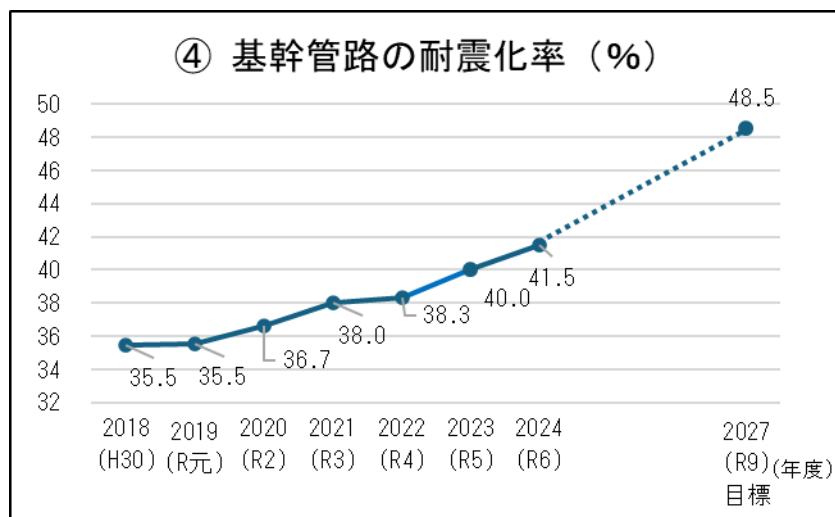
$$\text{基幹管路の耐震適合率（％）} = \frac{\text{耐震適合性のある基幹管路延長}}{\text{基幹管路の延長}} \times 100$$

■本市の状況

計画どおりに推移しています。

なお、東山ポンプ場の供用開始に伴い、2026 年度（令和8年度）に非耐震化路線を廃止することで、耐震適合率が上昇する見込みです。

④ 基幹管路の耐震化率



■指標の概要

基幹管路の延長に対する耐震管の延長割合で、災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す指標です。数値は高いことが望めます。

$$\text{基幹管路の耐震化率(\%)} = \frac{\text{基幹管路の耐震管延長}}{\text{基幹管路の延長}} \times 100$$

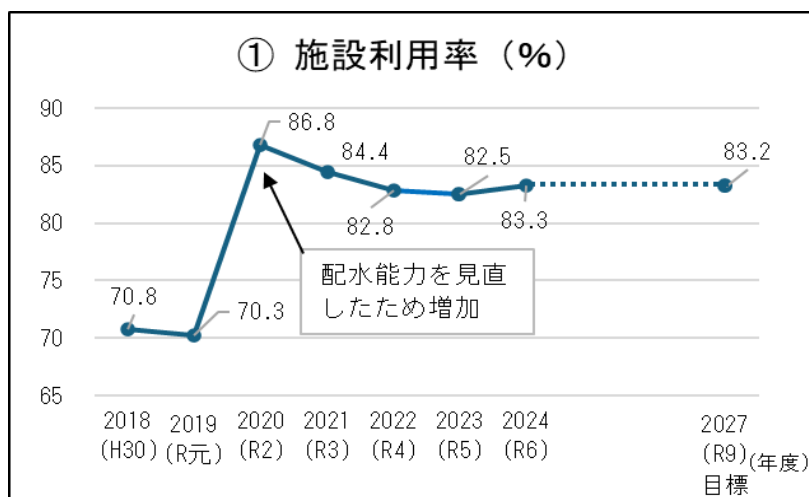
■本市の状況

計画どおりに推移しています。

なお、耐震適合率と同様に上昇する見込みです。

ウ 将来を見据えた適正な施設の検証

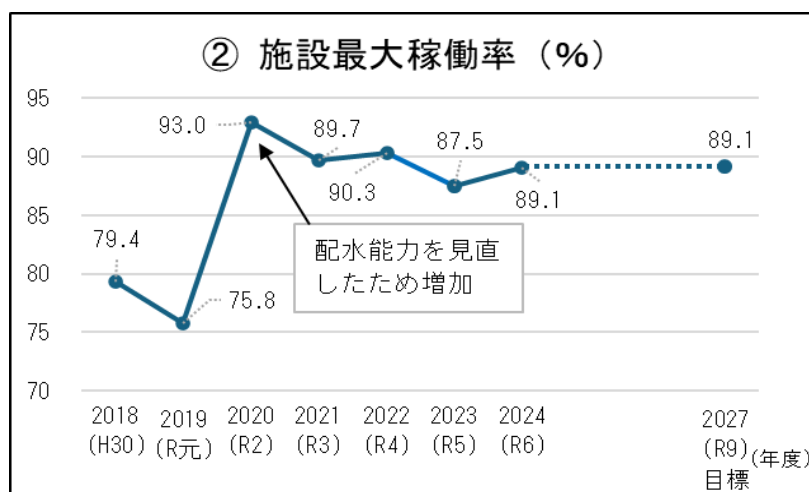
① 施設利用率



■本市の状況

目標値に近い値で安定して推移しています。

② 施設最大稼働率



■指標の概要

施設能力に対する1日最大配水量の割合で、水道施設の効率性を表す指標です。数値が高いほど施設が有効活用されていることとなりますが、100%に近い場合は、安定的な給水に問題があるとされています。

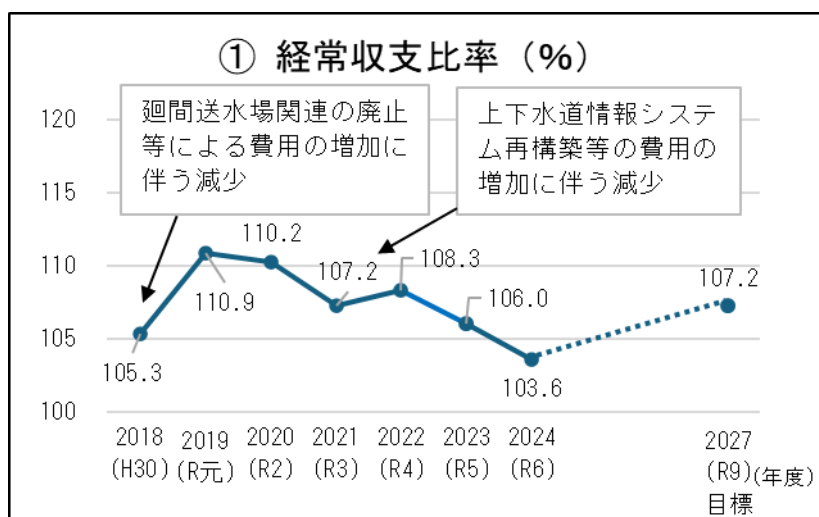
$$\text{施設最大稼働率(\%)} = \frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

■本市の状況

目標値に近い値で安定して推移しています。

エ 収益の確保と経費の削減

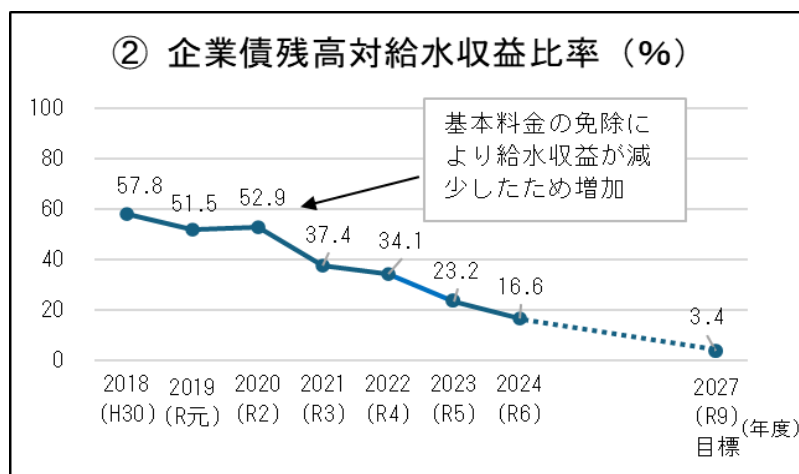
① 経常収支比率



■本市の状況

2018年度(平成30年度)における資産減耗費や2021年度(令和3年度)におけるシステム更新等の経常費用の増加等を除き、給水人口や1人当たりの水需要の減少により経常収益は、減少傾向で、物価高騰等により経常費用は、増加傾向であるため、年々低下しており、目標の達成は、困難な状況です。

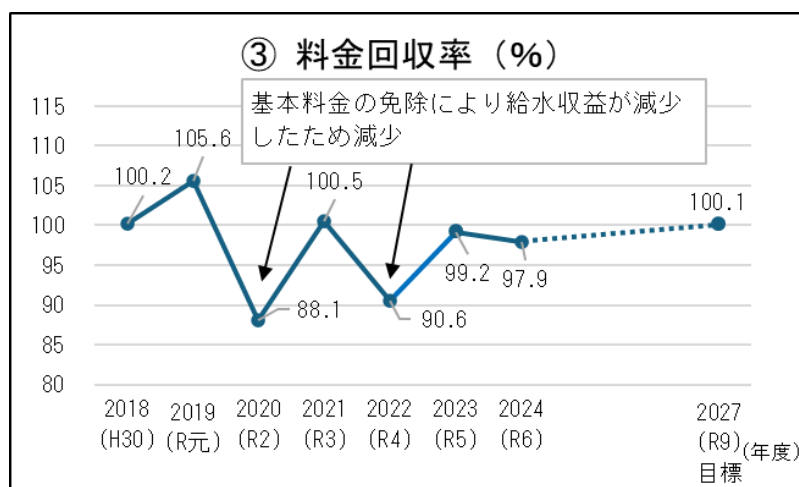
② 企業債残高対給水収益比率



■本市の状況

2001年度(平成13年度)から2024年度(令和6年度)まで新たな企業債の借り入れを行っていないため、減少していましたが、2025年度(令和7年度)に借り入れたため、目標の達成は、困難な状況です。

③ 料金回収率

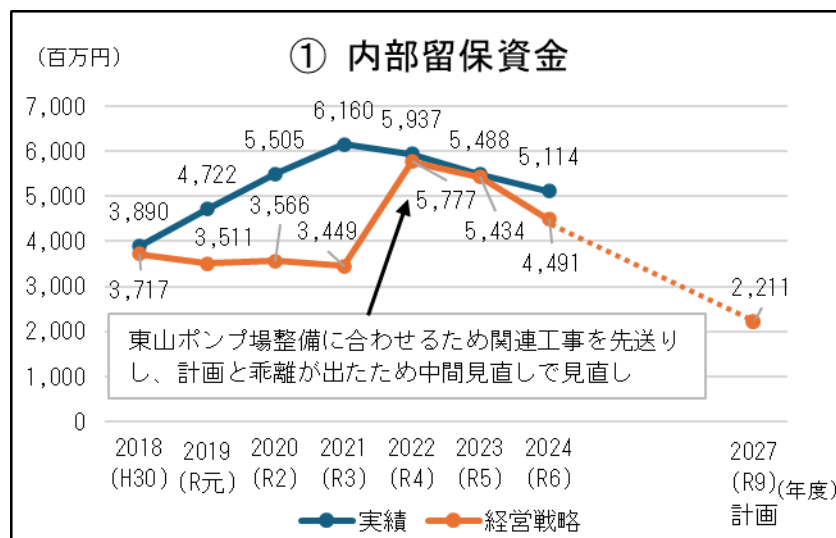


■本市の状況

2020年度(令和2年度)に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う支援対策、2022年度(令和4年度)に物価高騰の支援対策として水道料金の基本料金を免除したことにより、給水収益が減少したため低くなっています。全体的に減少傾向で2023年度(令和5年度)からは、給水人口の減少や1人当たりの水需要の減少等に伴う収入の減少、物価高騰等に伴う費用の増加により、100%を下回っており、目標の達成は、困難な状況です。

オ 財政計画との比較

① 内部留保資金



■本市の状況

第1次経営戦略の中間見直し前は、東山ポンプ場整備に合わせるため関連する工事を先送りしていたため、計画と乖離が生じていましたが、2022年度（令和4年度）の見直し後は、概ね計画どおり推移しており、2024年度（令和6年度）については、事業の繰越が多かったため、内部留保資金の減少は抑えられています。

2025年度（令和7年度）は、利益の減少に加え、物価の高騰や繰越した事業を進めるため、整備費が多額となり、内部留保資金が大幅に減少する見込みとなったことから、当初予定していなかった企業債を借り入れました。

また、経常収支比率の推移から、経営環境はさらに厳しくなることが予想されるため、整備費に対する財源確保などの対策をしなければ、内部留保資金は計画値を下回る見込みです。

(3) 現状分析から見える課題

■類似団体との比較

「ア 経営の健全性・効率性」のうち①経常収支比率と⑥料金回収率において、類似団体平均を下回っている状態にあります。また、「イ 老朽化の状況」のうち、①有形固定資産減価償却率では、類似団体平均と比べて老朽化が進んでいる状況にあります。

■目標値との比較

「エ 収益の確保と経費の削減」のうち①経常収支比率や③料金回収率において、給水人口や1人当たりの水需要の減少により収益が減少傾向で、費用については物価高騰等により増加傾向にあるため、2024年度(令和6年度)実績は2027年度(令和9年度)目標を下回っており、特に③料金回収率は100%を下回り、水道料金で必要経費が賄えていない状況に陥っています。

■内部留保資金

「オ 財政計画との比較」の①内部留保資金の2024年度(令和6年度)実績は、第1次経営戦略の見込みを上回っていますが、これは、予定していた一部工事を繰り越したためで、2026年度(令和8年度)の整備費は第1次経営戦略の予定を上回る見込みです。そのため、当初予定していなかった企業債の借り入れにより一部費用を賄わなければ、内部留保資金は、計画より大幅に減少する見込みとなっています。

更に、人口減少などに伴う給水収益の減少や、物価上昇に伴う費用の増加は今後も続くものと考えられることから、経常収支比率や料金回収率は更に悪化することが見込まれます。この場合、水道施設更新の財源となる内部留保資金の確保が難しくなることを意味しますが、一方で有形固定資産減価償却率や管路経年化率は年々増加することが見込まれることから、更新のための財源が必要となります。

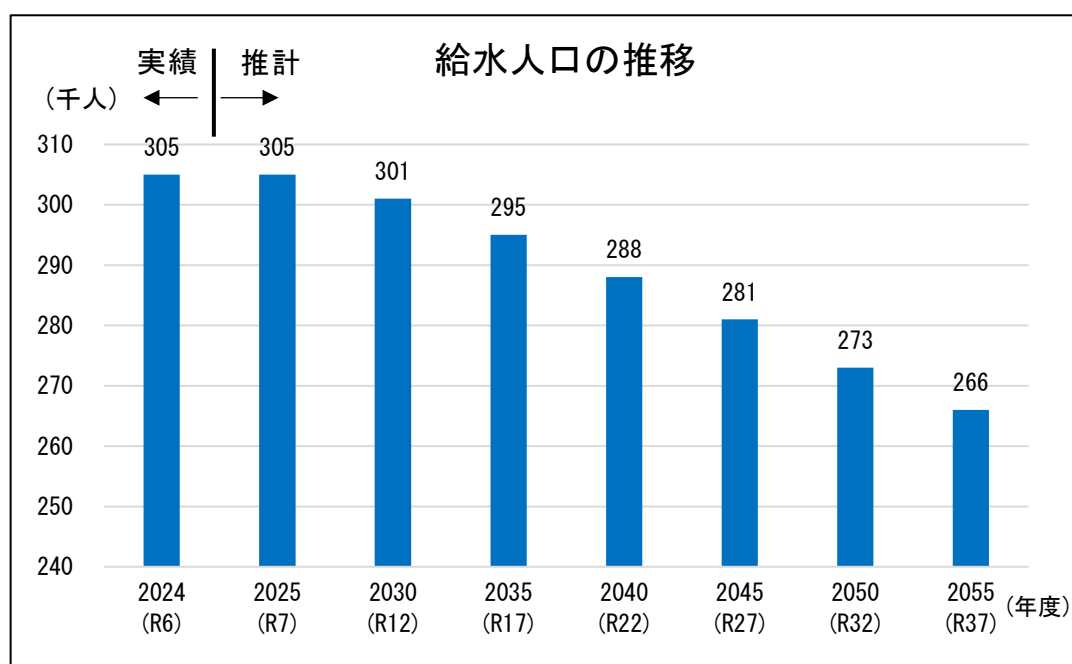
本市水道事業が将来にわたり安全で安心な水を安定して供給を継続していくためには、これらの課題を解決し安定した経営基盤を持続する必要があることから、将来の事業環境を見据えた方針を定め、新たな投資試算に基づいた財源確保の検討を行い、投資・財政計画の見直しを行います。

第3章 将来の事業環境

1 給水人口の予測

本市水道事業は、普及率が100％であるため、人口の増減がそのまま給水人口の増減に直結します。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（2023年（令和5年）推計）」によると、日本の総人口は、2020年（令和2年）から50年後には、7割に減少すると推計されています。

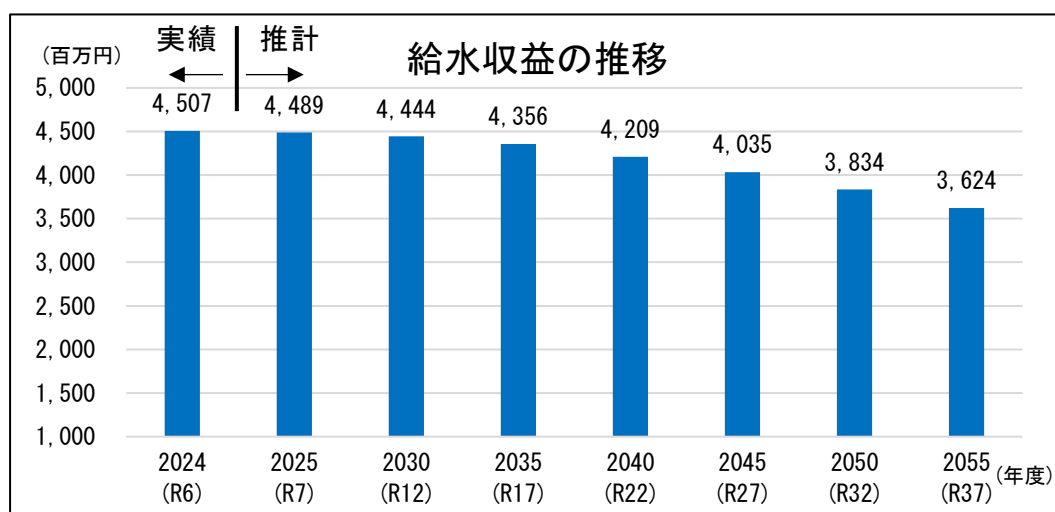
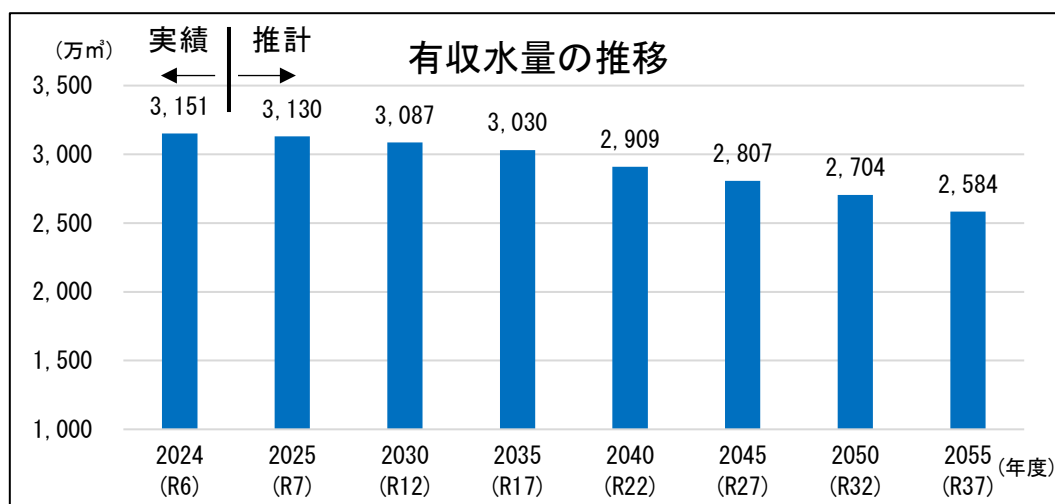
本市の人口も減少傾向であり、今後も減少していくことが見込まれます。



※ 2024年度（令和6年度）は実績、2025年度（令和7年度）以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に推計

2 有収水量と給水収益の見通し

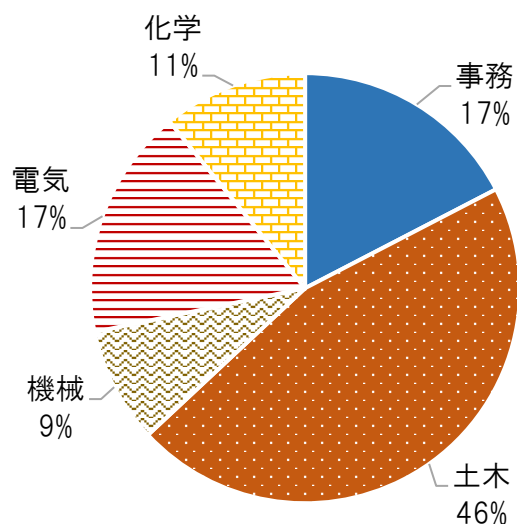
有収水量は、給水人口の減少に加え、節水機器の普及などにより、水需要が減少傾向であるため、年々減少していく見込みです。これに伴い、給水収益も減少していく見込みであり、経営状況は一層厳しくなります。



3 組織の見通し

本市水道事業には、2025年(令和7年)4月1日現在、46人の職員がいます。内訳は事務職員が8人、技術職員が38人の構成になっています。

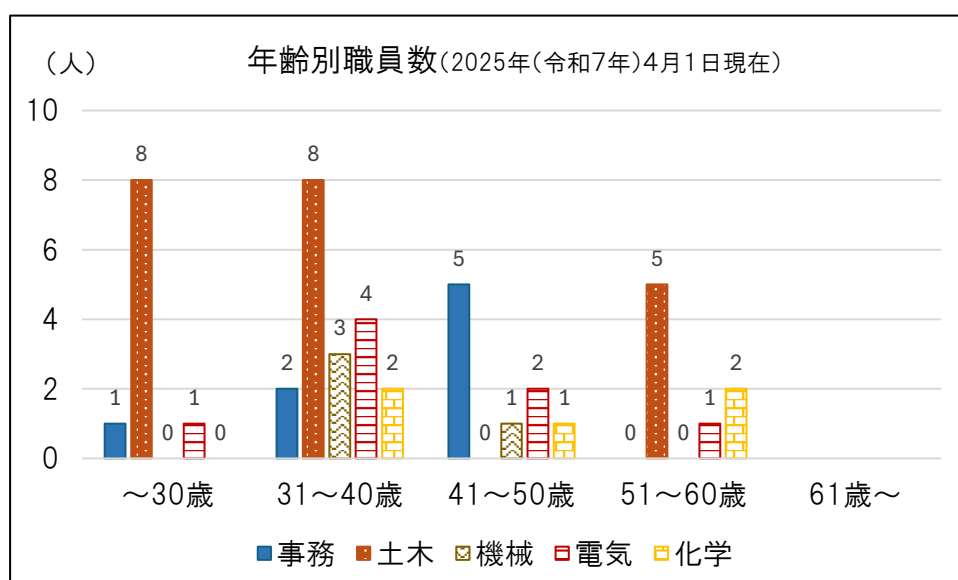
職種別構成比(2025年(令和7年)4月1日現在)



このうち、技術職員の年齢構成は、土木職員は30歳以下が多い状況となっていますが、機械・電気等職員は30歳以下が少なく、次世代を担う若手職員の割合が低くなっています。

知識や技術の継承が課題となっている中、水道施設の更新需要の増加等により、職員1人当たりの業務量が増加していくことも想定されます。

今後は、市組織全体の取組の中で、効果的な人員配置の要望を行うことにより、定員数の適正化やバランスの取れた業務体制の構築を促進する必要があります。



第4章 経営の基本方針

1 事業の基本方針

本市水道事業は、安全で安心な水を適正な料金で、継続して供給する使命があります。そのためには、徹底した効率化、健全化を図っていかねばなりません。

これは持続可能な開発目標（SDGs）と通じるものであり、すべての施策の共通目標として位置づけ、推進します。

■関連性の高い目標



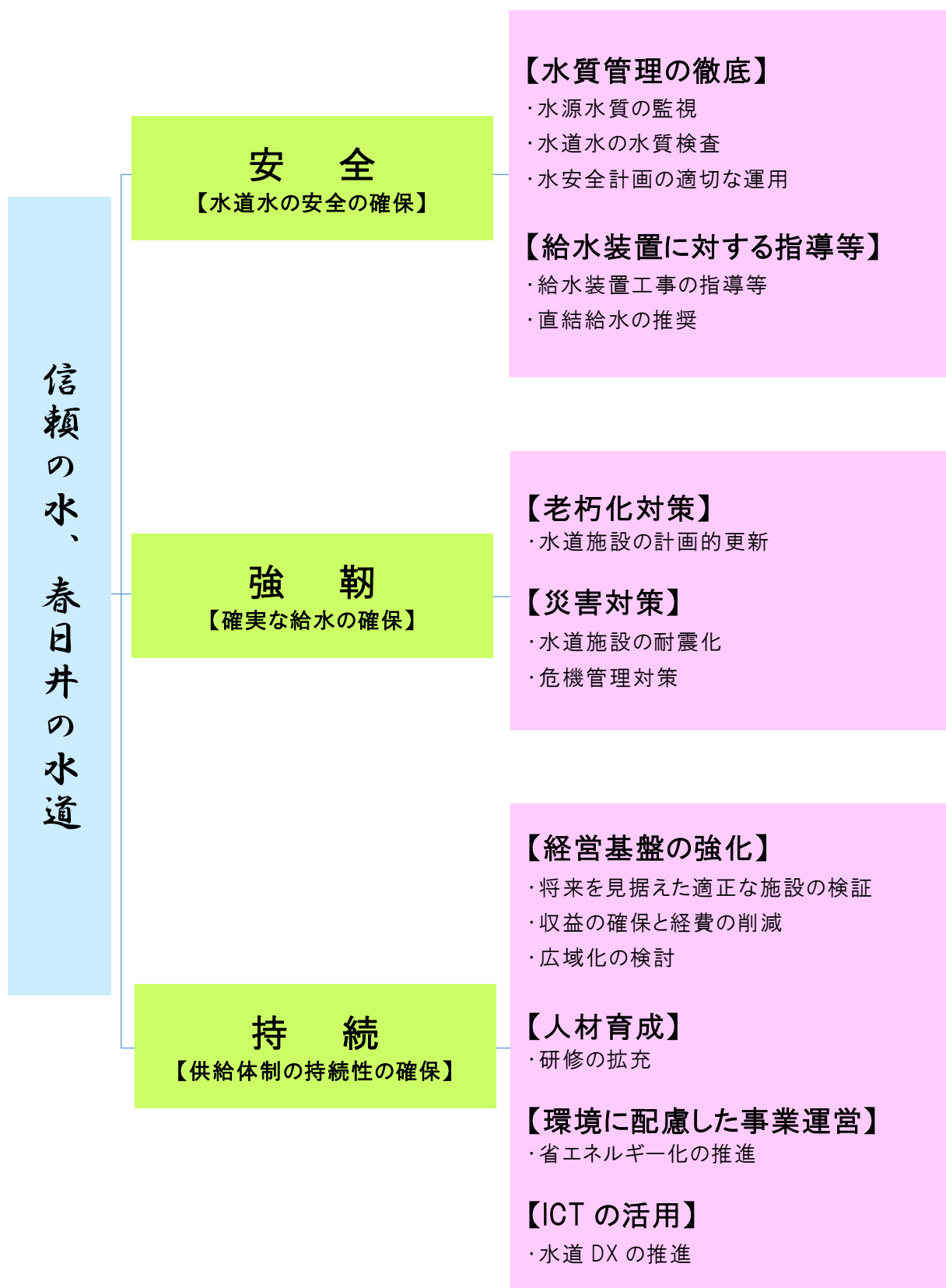
また、厚生労働省が2013年（平成25年）3月に策定した「新水道ビジョン」の基本理念である「地域とともに、信頼を未来へつなぐ日本の水道」を実現するために、

「信頼の水、春日井の水道」

を引き続き、基本方針とします。

2 施策体系

基本方針「信頼の水、春日井の水道」を実現するため、新水道ビジョンで示されている「安全」「強靱」「持続」の観点から施策体系を次のとおりとします。



3 今後の取組

(1) 安全【水道水の安全の確保】

① 水質管理の徹底

水源水質の監視

深井戸を自己水源としていることから、「水質検査計画」に基づき適切な頻度で井戸水の水質確認を行っています。今後も、水源周辺の状況や水質検査の結果を踏まえた「水質検査計画」の見直しを年度毎に行い、公表します。

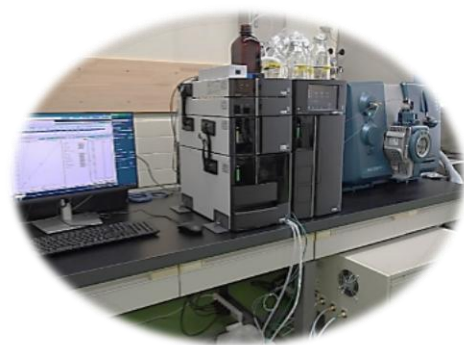
また、水質監視装置による濁度及びpH値の連続監視などを行い、突発的な水質異常の早期発見に努めます。



水道水の水質検査

安全で安心な水を供給するため、「水質検査計画」に基づき適切な頻度及び箇所、自己検査による水質検査を行い、その結果を定期的に公表しています。

今後も、水質検査技術を向上し、検査機器を適正に管理することで、水質検査の精度を維持していきます。



水安全計画の適切な運用

水源から家庭の蛇口まで、悪影響を及ぼす可能性のある全ての要因と影響範囲をあらかじめ調査し、管理対応していく方法を整理した「水安全計画」により、水道水質のマネジメントに取り組んでいます。

今後も、水質検査の結果や水道施設の更新情報をフィードバックするなど、PDCAサイクルによる見直しを行い、適切に運用していくことで、安全・安心でおいしい水を供給していきます。



② 給水装置に対する指導等



給水装置工事の指導等

給水装置工事は、給水管の取り出し等で配水管を損傷させないこと、利用者に不具合が生じないこと、水道水の水質の確保が確実で公衆衛生上の問題を起こさないこと等の観点から、適正に施工されなければなりません。

このため、「給水装置設計施行指針」に基づき、給水装置工事の設計と施工が適正に行われるよう私道に埋設した私設の管（共同管）を含め、指導、審査及び検査を行います。

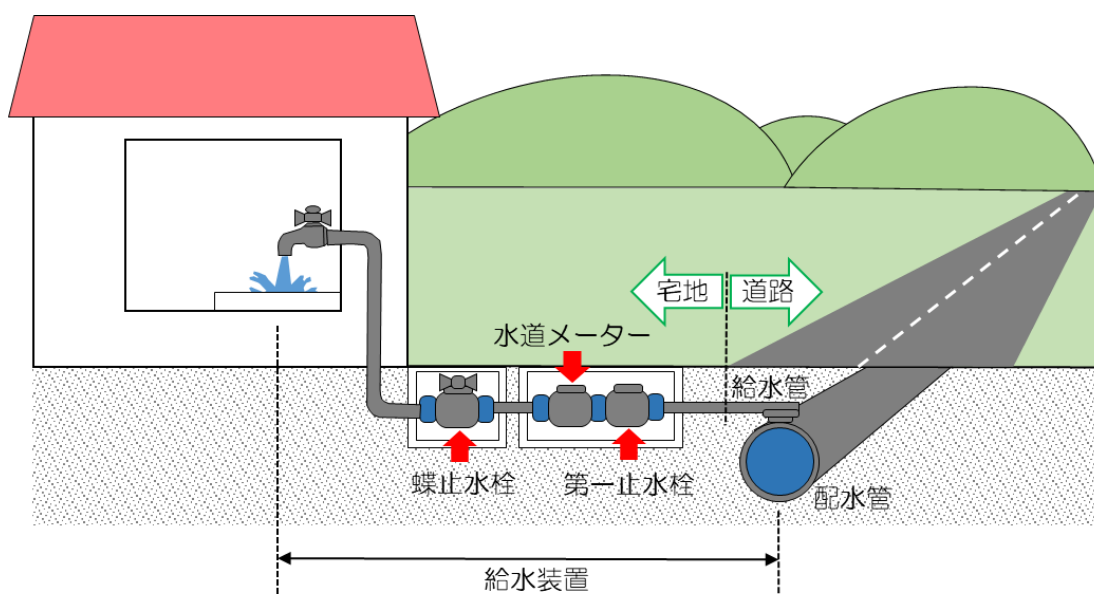
また、給水装置工事の施工に携わる春日井市指定給水装置工事事業者に対しては、定期的に研修会の開催や施工場所への立入指導の強化を図ります。



直結給水の推奨

ビルやアパートなど中高層住宅等に設置されている貯水槽水道は、設置者や管理者の定期的な清掃等衛生管理が必要であり、管理を怠ると残留塩素の低下や異物混入などを招く恐れがあります。

適正な水質の確保と設置者等の負担を軽減するため、貯水槽の更新時や中高層住宅等を新たに建築される際に、直結給水の導入を推奨していきます。



(2) 強靱【確実な給水の確保】

① 老朽化対策

水道施設の計画的更新

今後、多くの水道施設が法定耐用年数を迎え、更新には多額の費用が必要となるため、水道施設の更新にあたっては、国が示す「実使用年数に基づく更新基準の設定例」や公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）等から公表されている耐用年数を参考とし、更新基準を定め、更新を進めるとともに、事業の平準化を図ります。



② 災害対策

水道施設の耐震化

南海トラフを震源とした大規模地震が発生した場合、市内では最大震度6弱の揺れが予測されています。

災害に強く、持続可能な上下水道システムを構築するための「上下水道耐震化計画」に基づき、重要施設（防災拠点、避難所など）に接続する管路の耐震化を進め、大規模地震が発生した場合に、生活や経済活動への影響が最小限となるよう努めます。



危機管理対策

大規模地震のほか大雨、台風、水質事故、施設事故、広域停電、テロ行為、渇水、新型インフルエンザ等の危機に備え、応急給水が円滑に進められるよう、設備の設置や訓練の実施を推進します。



(3) 持続【供給体制の持続性の確保】

① 経営基盤の強化

将来を見据えた適正な施設の検証

水道施設の更新や耐震化については、長期的な視点で効率的な資産管理を図るアセットマネジメントの考え方にに基づき、事業費の平準化を図りつつ、ダウンサイジングを考慮し、施設規模の適正化を進めます。



収益の確保と経費の削減

水道施設の更新や耐震化を進めるには、多額の費用が必要となるため、収益の確保と経費の削減に努めます。



広域化の検討

経営基盤の強化や経営の効率化を図ることを目的として、近隣水道事業体と連携する広域化を検討します。



② 人材育成

研修の拡充

計画的で効率的な人材の育成に努めるために、職員が培ってきた技術を若手職員に継承するための研修を行います。



③ 環境に配慮した事業運営

省エネルギー化の推進

浄水場やポンプ場などの運転に多くの電力を使用するため、環境負荷の低減を目的として、二酸化炭素排出量の削減に寄与する省エネルギー化と水資源の有効活用を推進します。



④ ICTの活用

水道DXの推進

衛星画像とAIを活用した市内全域のスクリーニング調査により、漏水リスクの高い地域を絞り込み、漏水調査計画の見直しを図るなど、漏水発見率の向上による経費削減と、調査期間の短縮による事務の効率化を進めます。



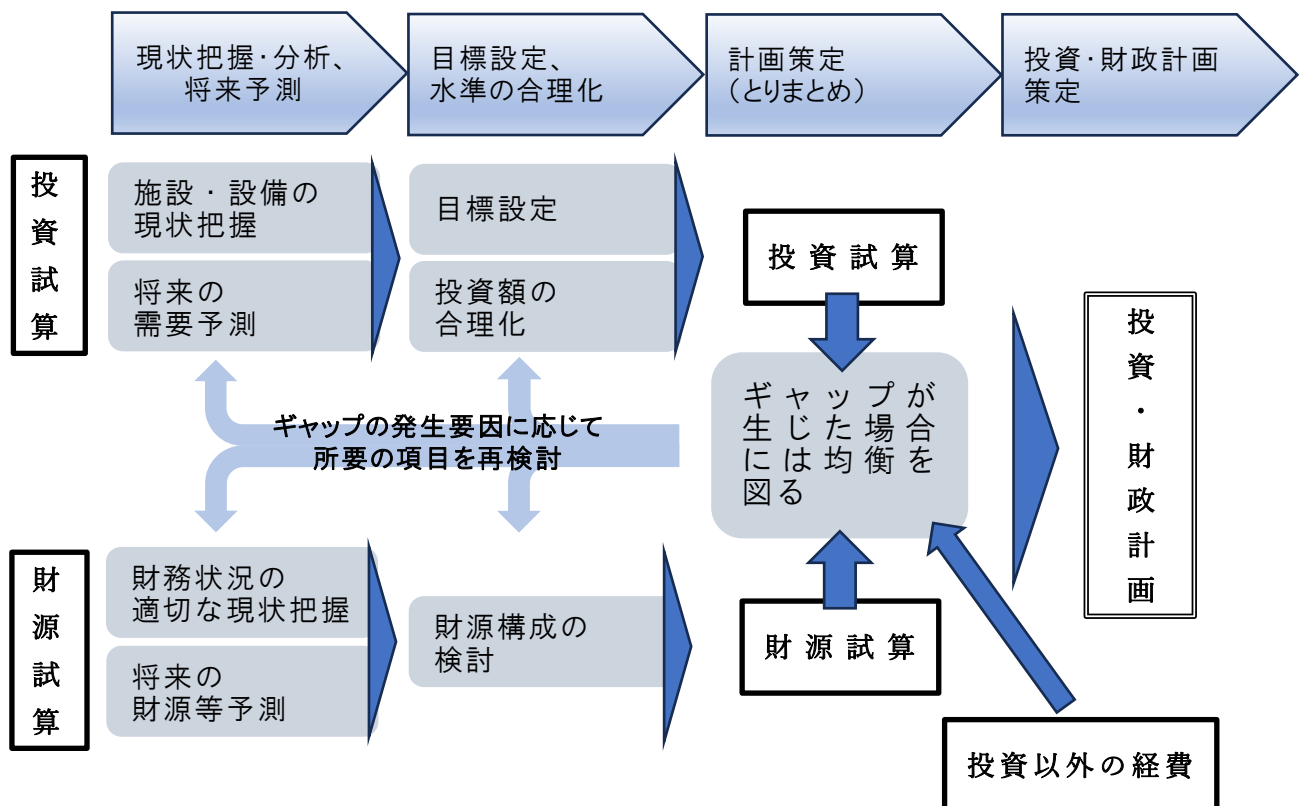
第5章 投資・財源試算

1 投資・財源試算と投資・財政計画

水道事業は、安全・安心な水を安定的に供給することを目的としており、そのためには水道施設の健全性、強靱性を継続的に維持することが重要です。一方で、水道施設の更新や耐震化には多額の資金が必要となるため、投資の見通しである投資試算と、その支出を賄うための財源の見通しである財源試算を均衡させることが、持続可能な水道事業を実現させるために求められています。

○経営戦略の中心となる投資・財政計画は、施設・設備の合理的な投資の見通しである投資試算等の支出と、財源見通しである財源試算が均衡するように調整した収支計画のことです。

○投資試算と財源試算のとりまとめの結果、ギャップが生じた場合は均衡を図るために、投資以外の経費も含めた再度の見直しが必要となります。



2 投資試算

投資試算については、改定ガイドラインにおいて、原則として30年～50年超で行うと示されていることから、本計画では、30年間とします。

投資試算を行うに当たっては、水道施設の計画的な老朽化対策を図るとともに地震対策を推進します。また、持続可能な事業を進めるため、投資の最適化・合理化を図ります。

施策1 老朽化対策の推進

施設及び管路の更新

施策2 地震対策の推進

管路の耐震化

(1) 老朽化対策の推進

① 施設

水道施設は、法定耐用年数と比べて、長期間の使用ができることから、国の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」の更新基準の設定値を参考とし、維持管理での実際の更新状況を勘案した更新基準を定め、更新を進めています。

今後は、桃山配水場や県水受水ポンプ場などの、老朽化した施設の更新を進めます。

施設における更新周期

施 設	法定耐用年数	本市の更新基準(年)
建築	50	70
土木	60	73
受変電・配電設備	20	30
直流電源設備	6	15
非常用電源設備	15	30
ポンプ設備	15	30
滅菌設備	10	20
薬品注入設備	15	20
沈殿・ろ過池機械設備	17	25
排水処理設備	15	30
流量計、水位計、水質計器	10	20
監視制御設備、伝送装置	9	20

② 管路

管路の法定耐用年数は、一律40年で、耐用年数を経過した管路は、2024年度（令和6年度）までに387kmあり、年々増加しています。

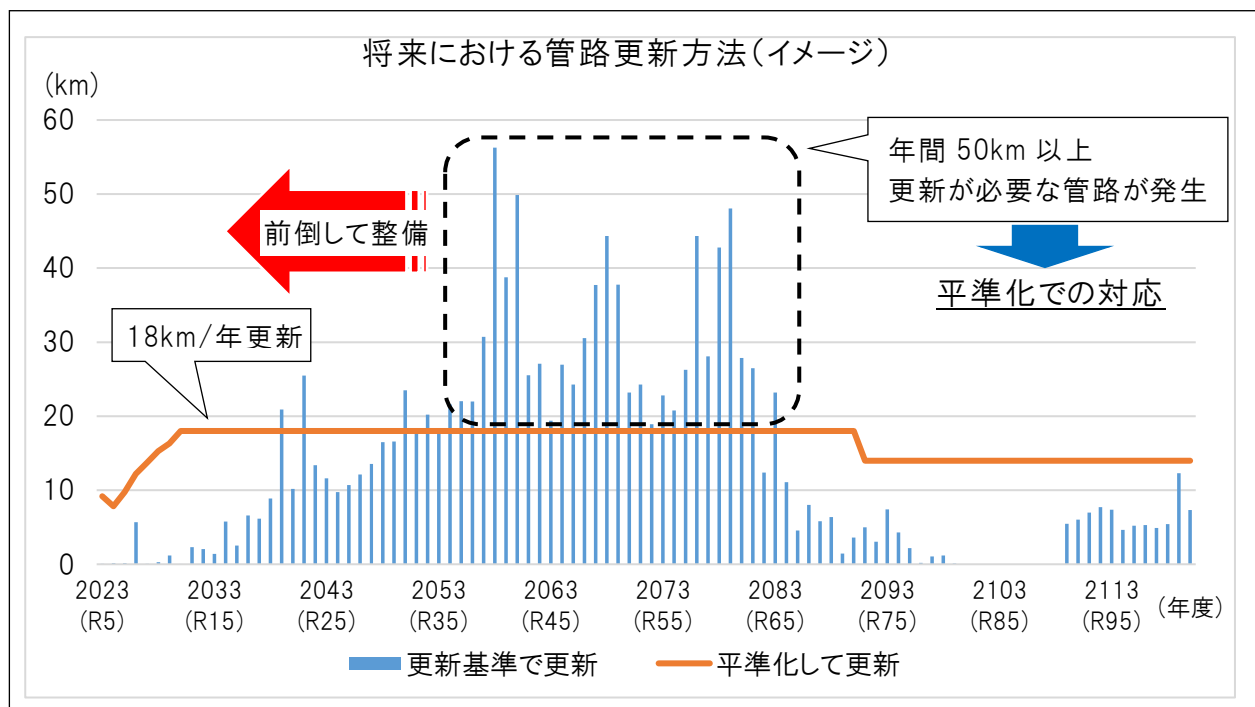
管路の更新周期においても、日本水道協会から公表されている耐用年数等を参考とし、実際の更新状況を踏まえて管種別に設定し、計画的に更新しています。

第2次経営戦略の計画期間においては、更新基準に到達する管路は多くありませんが、過去に人口の急増に合わせて布設した管が多いことから、更新基準に基づく管の更新は2058年（令和40年）前後がピークとなります。

これは、本計画期間のおおむね30年後にあたるため、短期間に工事が集中しないよう一部の管路更新を前倒しするなど、事業費・事業量の平準化を図ります。

管路における更新周期

管 種	法定耐用年数	本市の更新基準(年)
鋳鉄管	40	50
ダクタイル鋳鉄管(GX形)		100
ダクタイル鋳鉄管(その他)		80
鋼管		70
塩化ビニル管		60
ポリエチレン管		100
ステンレス鋼管		60



(2) 地震対策の推進

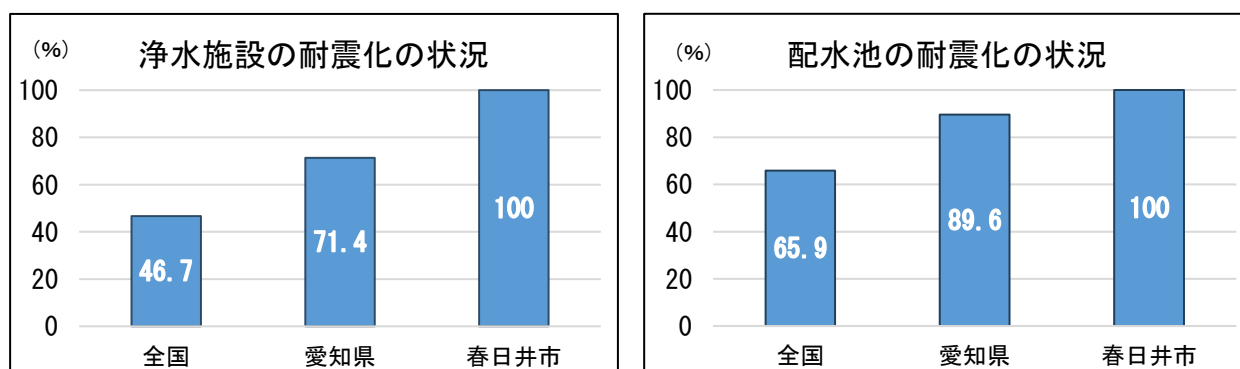
2024年度(令和6年度)末において、導水管、送水管及び口径400mm以上の配水管である基幹管路の耐震化率は、41.5%です。また、地盤条件によっては耐震性を有する管路を含めた耐震適合率は、78.4%であり、全国平均と比較して高い水準にあります。2025年度(令和7年度)に策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、現在進めている防災拠点に加え、避難所に接続する管路についても耐震化を進めます。

基幹管路の耐震化の状況(2024年度(令和6年度)末)

	総延長 (m)	耐震適合性のある管の延長 (m)		耐震適合率(%)	
		(m)	耐震管延長(m)		耐震化率(%)
全 国	116,636,536	51,975,666	34,801,620	44.6	29.8
県 内	3,999,603	2,571,646	1,881,669	64.3	47.0
春日井市	102,736	80,518	42,657	78.4	41.5

なお、施設の耐震化率については、浄水施設及び配水池で100%となっています。

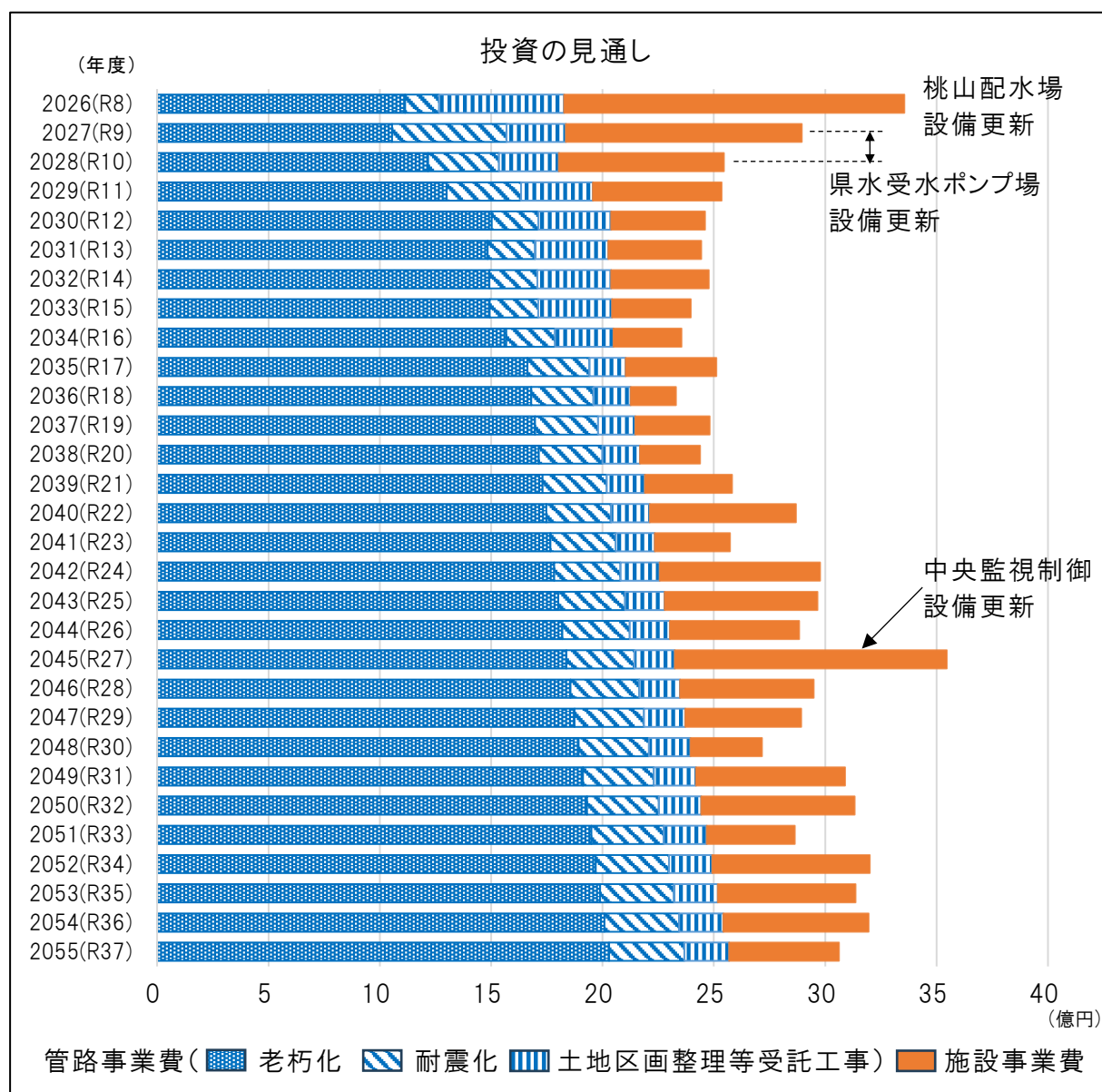
施設の耐震化の状況(2024年度(令和6年度)末)



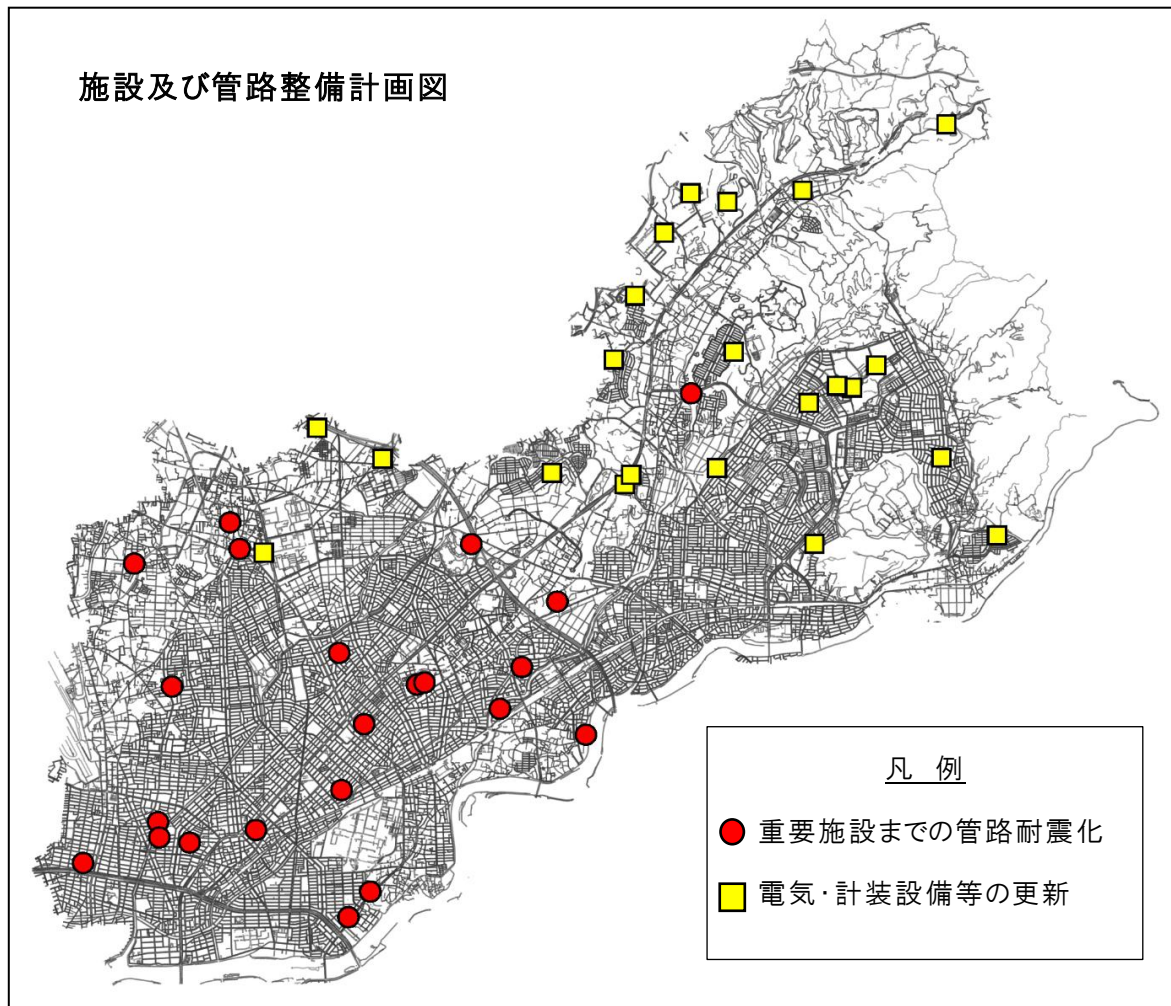
(3) 投資の見通し

将来の事業環境を把握し、住民サービスを継続的に維持するために、将来における施設及び管路の整備を踏まえた上で、今後30年間施設整備を進めた場合、投資の見通しは次のとおりとなり、主な整備費は、約800億円となる見通しです。

なお、内閣府が示す「中長期の経済財政に関する試算(2025年(令和7年)8月7日)」による過去投影ケースに基づき、物価上昇率1.0%/年を見込んでいます。



投資試算における施設及び管路の整備計画図は次のとおりです。



区分		事業詳細	完了予定年度
老朽化更新	施設	桃山配水場他 21 施設	2035(R17)
	配水管	154km	2035(R17)
耐震化	重要施設までの配水管	西部ふれあいセンター	2026(R8)
		総合福祉センター、福祉作業所 グリーンパレス春日井	2027(R9)
		南部ふれあいセンター 第一希望の家、鳥居松小学校	2029(R11)
		味美小学校、山王小学校 知多公民館、勝川小学校	2030(R12)
		白山小学校、丸田小学校 八幡小学校、坂下小学校	2031(R13)
		牛山小学校、鷹来小学校 鷹来公民館、神領小学校 篠原小学校、南城中学校 北城小学校	2035(R17)一部完了
		計 22 施設	

3 財源試算

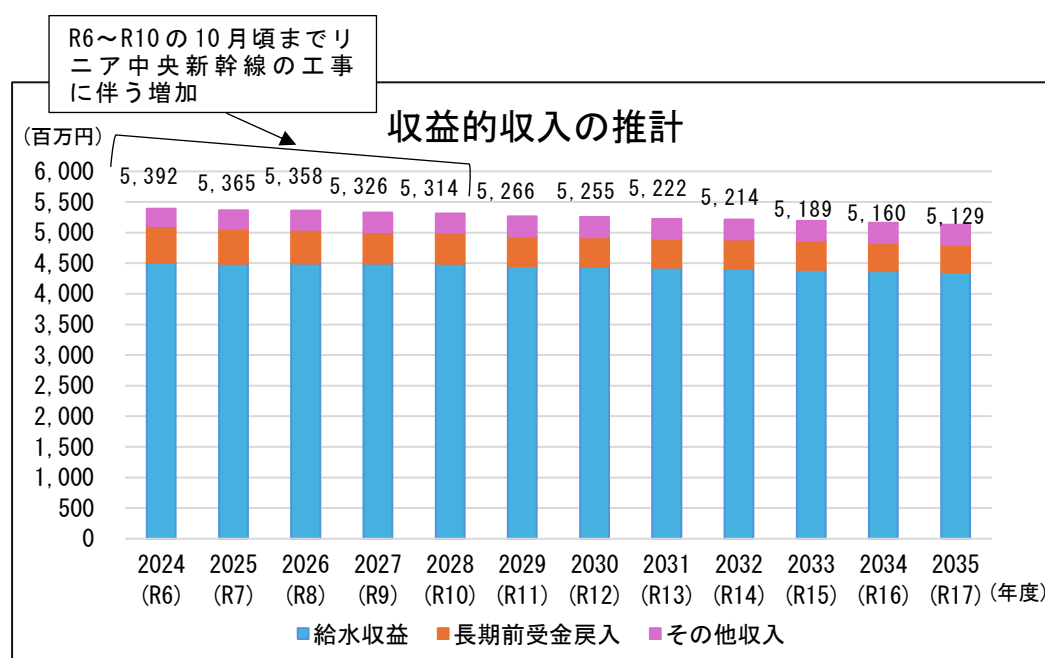
財源試算については、「2 投資試算」を基に 30 年間の試算を行いました。

その結果、急激な物価高騰などの影響により、これから 10 年間に於いて経営状況が大きく変動する見込みとなったため、特にその 10 年間に焦点を当てました。

(1) 収益的収入

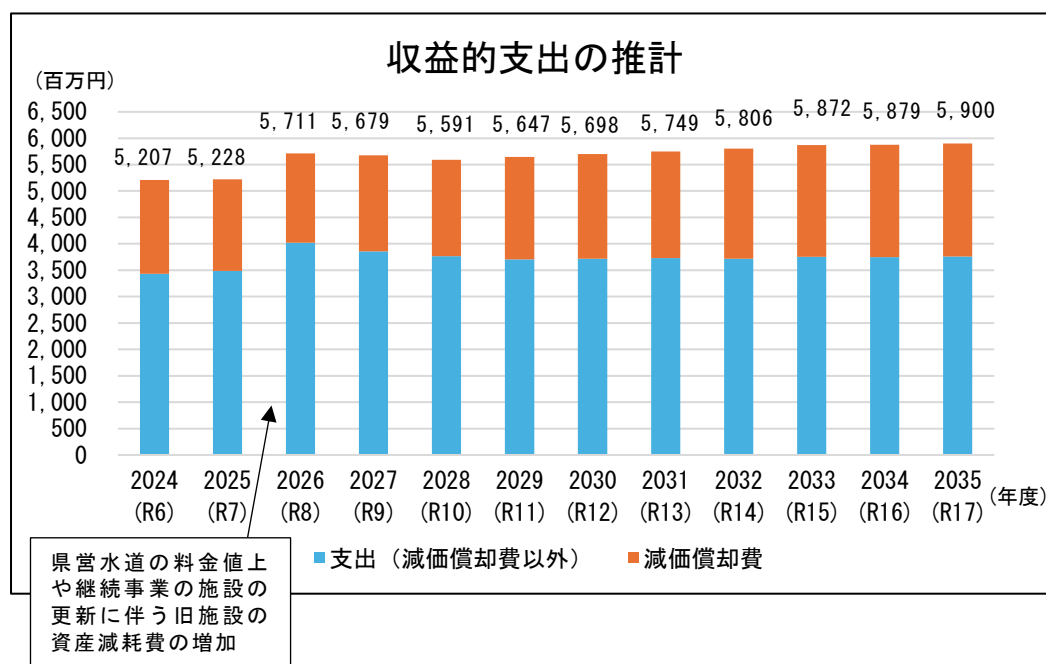
給水人口の減少や1人当たりの水需要が減少傾向であるため、給水収益が減少見込みであり、過去に補助金や負担金等で整備した水道施設の減価償却が終了していくため、長期前受金戻入も減少する見込みです。

このことから、今後も、収益的収入は、減少する見込みとなりました。



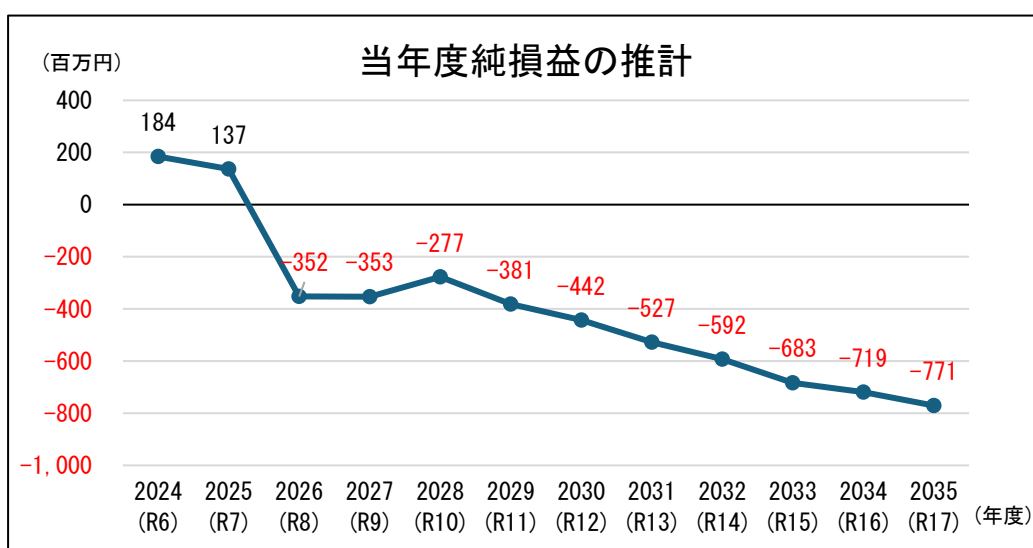
(2) 収益的支出

収益的支出の推計は、県営水道の料金値上げ、物価高騰、施設の更新工事等を進めることによる減価償却費の増加などが見込まれるため、全体的に増加する見込みとなりました。



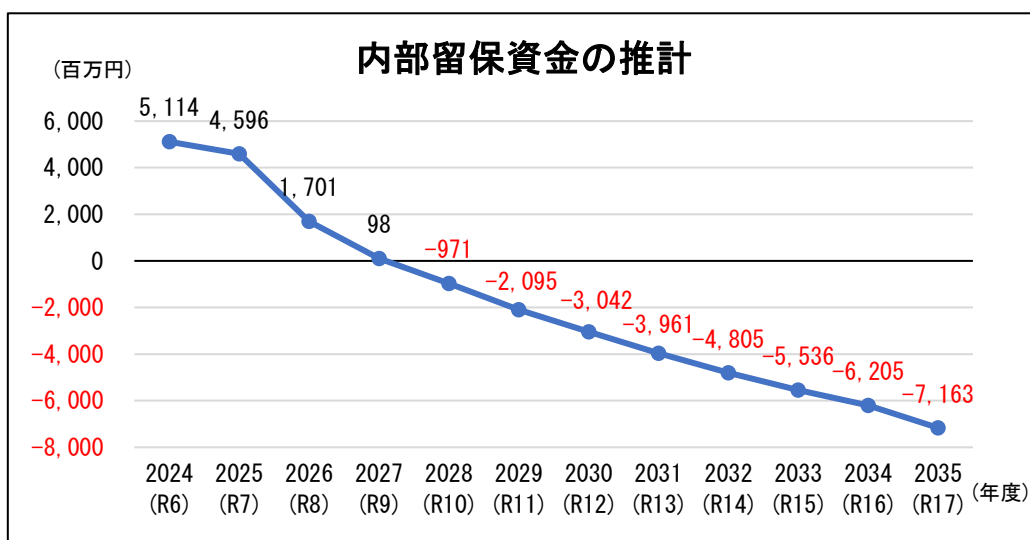
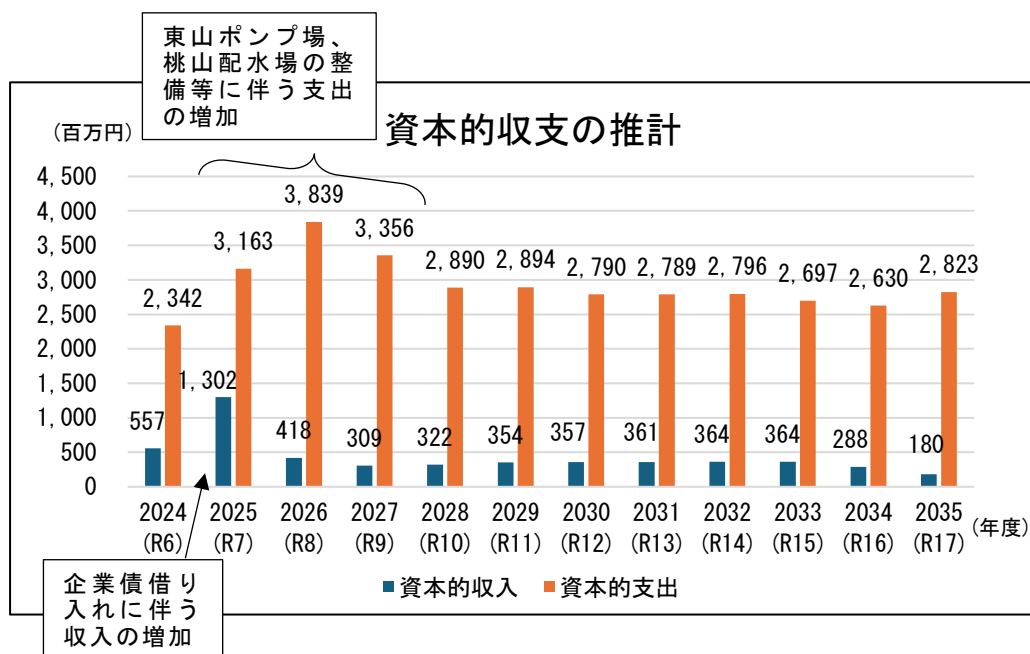
(3) 収益的収支

収入の減少、支出の増加の影響により、2026 年度（令和 8 年度）には、純損失（赤字）となる見込みで、2035 年度（令和 17 年度）には、累積欠損金（累積赤字）が約 51 億円まで拡大する見込みとなりました。



(4) 資本的収支

資本的収支の推計は、収入の主なものは受託工事に伴う工事収入で、2025 年度(令和7年度)については、資本的支出の一部を企業債で賄ったため、他の年度より増加しています。支出は、2025 年度(令和7年度)から 2027 年度(令和9年度)に、新設する東山ポンプ場や桃山配水場の整備等により増加する見込みです。2028 年度(令和 10 年度)以降も老朽化した施設・管路の更新や管路の耐震化を投資試算のとおり進めた場合、新たな財源の確保をしなければ、2028 年度(令和 10 年度)には内部留保資金が底をつき、2035 年度(令和 17 年度)には、約 72 億円もの財源不足が生じる見込みとなりました。



(5) 財源の確保

収支ギャップや財源不足の対策として、第2章の「2 これまでの主な経営健全化の取組」に加え、県営水道の料金算定に影響する承認基本給水量の見直し等、今後も引き続き経費削減に努めますが、給水収益の減少や費用の増加により根本的な解決に至っていません。

安全な水を安定供給するためには、漏水の増加や地震等の災害による断水の長期化を防ぐため、老朽化施設の更新や管路の耐震化を進めなければならず、財源の確保が必要不可欠となります。このため、主な収入である水道料金の改定や企業債の借り入れ等の検討を行う必要があります。

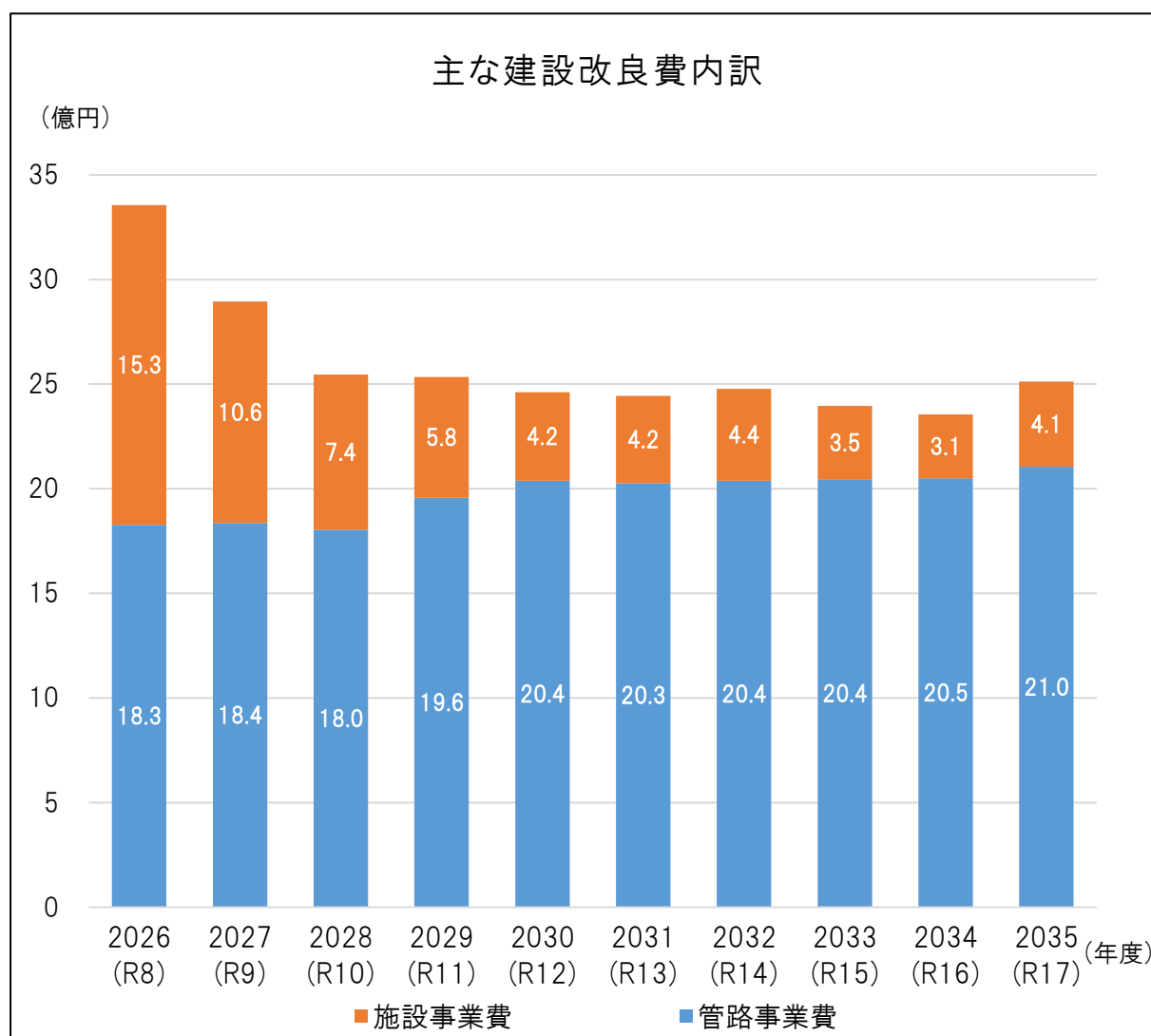
また、国庫補助金の要件が緩和されていることから、対象の事業については、補助金の活用を積極的に進めます。

第6章 投資・財政計画

1 概要

第5章の投資・財源試算の収支ギャップや財源不足を解消するため、経営審議会において、2024年（令和6年）から2か年にわたり、審議を行いました。

投資試算については、老朽化した施設・管路の更新や管路の耐震化を進める必要があるため、第5章のとおりとします。



財源試算については、内部留保資金の基準、企業債の借入方針及び水道料金の改定について検討し、投資・財政計画を策定します。

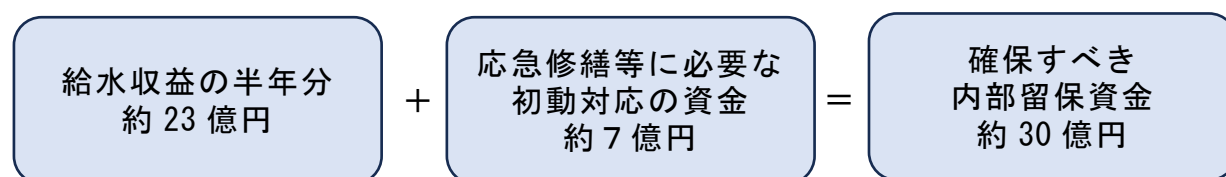
2 内部留保資金の基準

内部留保資金については、どの程度確保すれば安定した経営を継続できるか検討をしました。

基準の設定については、災害発災直後の速やかな対応と、被災による収益の減少や、国の補助金、一般会計からの繰出基準に該当しない費用の発生により多額の損失（赤字）を計上することとなっても、事業運営を継続するための最低限の額とします。

基準額については、災害時に断水等で給水収益が減収となった場合に備えた額として、令和6年能登半島地震で約半年間、断水が続いた地域があったことを参考に、給水収益の半年分を確保します。また、平成28年熊本地震で応急修繕等に必要な費用を参考に、同程度の地震が本市で起きたことを想定し、熊本市との浄水施設や基幹管路等の耐震化率の違いを考慮して算出した、応急修繕等に必要な初動対応の資金を確保します。

これにより、内部留保資金は概ね30億円を確保することとします。



内部留保資金の基準

内部留保資金の基準額を概ね30億円とする。

3 企業債の借入方針

水道施設は将来使用者も活用する資産であることから、整備費は、内部留保資金や企業債の借り入れなどで賄い、翌年度以降、耐用年数に応じて減価償却として費用計上します。また、その費用に対し収入した水道料金は、内部留保資金となり、新たな整備費用や企業債の返済に使われることにより、世代間負担の公平性を確保しています。

このため、現使用者が負担すべき費用を水道料金で適切に収入しないと、内部留保資金が確保されません。その場合、水道施設の整備を行うには、その財源は企業債を借り入れることとなり、将来使用者は元金の返済に加え、支払利息を水道料金で負担することとなるため、借入額が適正水準の範囲となるよう借入方針を定める必要がありますが、適正水準の考え方や方針は、国や日本水道協会から示されていません。

本市においては、その都度財源不足とならないかを確認し、2001年度（平成13年度）から2024年度（令和6年度）まで新たな企業債の借り入れをしなかったため、長期的な借入方針が定められていませんでした。このことから今回、借入方針の検討を行いました。

検討の結果、水道料金の収入と関連づけることによって、適切な水道料金となっているか、適切な施設の投資額となっているか判断できる「企業債残高対給水収益比率」で制限を設け、その比率を超えないよう借り入れる」という方針とします。

比率の設定については、企業債の償還期間が基本的に30年間であることから、過去30年間に企業債の借り入れを行っていた時期の比率の最高値を超えない、190%を目安に設定します。

企業債残高対給水収益比率（過去30年間の最高値）

$$\begin{array}{c} \text{1999 年度} \\ \text{(平成 11 年度)} \end{array} \quad \frac{\begin{array}{c} \text{企業債残高} \\ 7,438,036,749 \text{ 円} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{給水収益} \\ 3,822,066,960 \text{ 円} \end{array}} = 194.6\%$$

企業債の借入方針

企業債残高対給水収益比率 190%を企業債残高の上限の目安とする。

4 水道料金の改定

(1) 水道料金の改定時期

水道料金の改定にあたり、日本水道協会の「水道料金算定要領(2025年(令和7年)2月策定)」(以下「算定要領」という。)を基に、水道料金算定期間を2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とし、2027年(令和9年)4月(4月検針分)からの料金改定を目指して検討を行いました。

水道料金算定期間	2026年度(令和8年度)から 2030年度(令和12年度)の5年間
料金改定時期	2027年(令和9年)4月(4月検針分)から

(2) 資産維持費

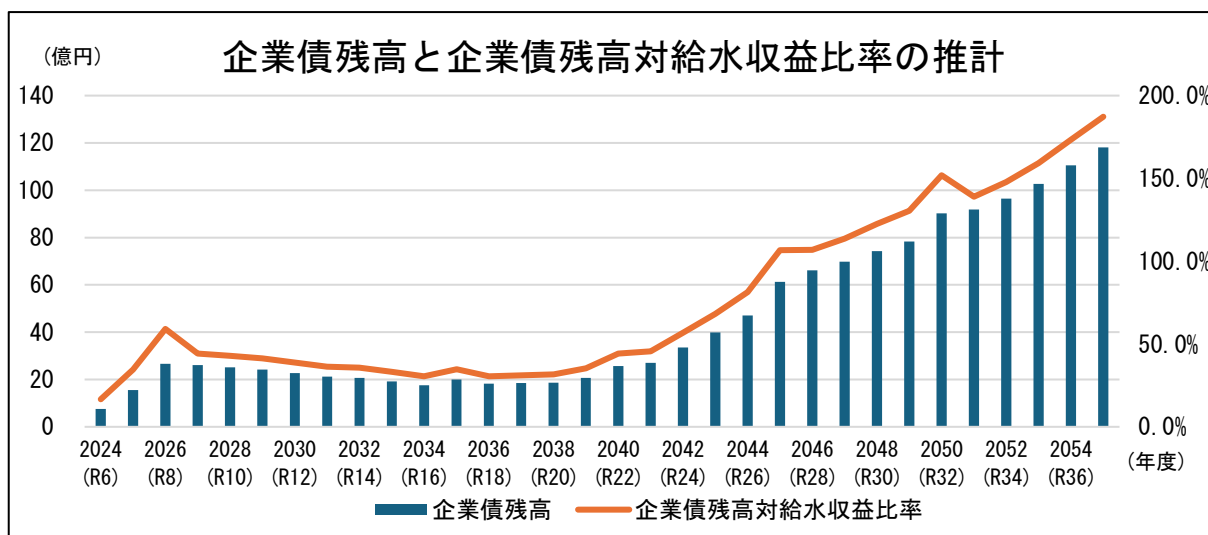
資産維持費は、物価上昇による減価償却の不足や工事の施工環境の悪化による工事費の増大等に対応して、実体資本を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価への算入が求められているものであり、2018年(平成30年)の水道法改正において、「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」として、水道法施行規則第12条に定義されたもので、本市水道事業が2014年度(平成26年度)に改定した現行の水道料金には含まれていません。

このことから、今回、改めて資産維持費を総括原価(水道料金算定期間における水道料金算定の基礎となる費用)へ算入することについて検討しました。

資産維持費の算定方法は、算定要領において、維持すべき資産に適正な率(資産維持率)を乗じて算定した額とされており、維持すべき資産は、水道料金算定期間の期首及び期末における償却資産の平均残高、資産維持率は、3%が標準とされています。

$$\boxed{\text{資産維持費}} = \boxed{\text{対象資産}} \times \boxed{\text{資産維持率}}$$

今後、30年間の投資・財源試算を基にどれだけ費用が必要となり、財源不足となるかを予測し、足りない財源に対し、企業債の借入方針として定めた企業債残高対給水収益比率190%を超えないように企業債の借り入を行っても、なお不足する額を総括原価に算入すべき資産維持費とします。これにより、資産維持率は、算定要領の算出方法により、0.6%となります。



※ 2027年度(令和9年度)の料金改定以降、2036年度(令和18年度)から5年ごとに収支均衡を図り、財源を確保した場合の数値

資産維持率を 0.6%とした場合の企業債残高対給水収益比率

2026 年度 (令和8年度) 企業債残高対給水収益比率	2035 年度 (令和 17 年度) 企業債残高対給水収益比率	2055 年度 (令和 37 年度) 企業債残高対給水収益比率
59.2%	34.8%	187.2%

水道料金算定期間(5年間)の資産維持費 1,148 百万円

1年当たりの資産維持費 1,148 百万円／5年＝229.6 百万円

償却資産の水道料金算定期間の期首及び期末の平均残高 38,266 百万円

資産維持率 229.6 百万円／38,266 百万円＝0.6%

資産維持率の設定

資産維持率を 0.6%とする。

(3) 総括原価

水道事業の経営に必要な費用の合算を「総括原価」として算定し、水道料金算定期間の2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金が算定されます。

営業費用	+	資本費用	=	総括原価
人件費、修繕費、 減価償却費等 控除項目(手数料、 分担金等)		支払利息、 資産維持費		料金収入

水道料金算定期間 2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの

総括原価内訳

(単位:百万円)

費 用			需要家費	固定費	変動費	計		
原浄水部門費			維持管理費	0	6,965	4,122	11,087	
			減価償却費等	0	2,735	0	2,735	
			資本費用	支払利息	0	87	0	87
				資産維持費	0	324	0	324
			小 計	0	10,111	4,122	14,233	
配給水部門費			維持管理費	0	2,387	942	3,329	
			減価償却費等	0	7,001	0	7,001	
			資本費用	支払利息	0	220	0	220
				資産維持費	0	819	0	819
			小 計	0	10,427	942	11,369	
一般管理業務部門費	検針・集金関係費		維持管理費	606	0	5	611	
			減価償却費等	58	0	0	58	
			資本費用	支払利息	0	0	0	0
				資産維持費	1	0	0	1
			小 計	665	0	5	670	
	量水器関係費		維持管理費	968	0	5	973	
			減価償却費等	34	0	0	34	
			資本費用	支払利息	0	0	0	0
				資産維持費	4	0	0	4
			小 計	1,006	0	5	1,011	
	その他管理業務費		維持管理費	0	631	21	652	
			減価償却費等	0	8	0	8	
			資本費用	支払利息	0	0	0	0
				資産維持費	0	0	0	0
			小 計	0	639	21	660	
	計			維持管理費	1,574	9,983	5,095	16,652
				減価償却費等	92	9,744	0	9,836
				資本費用	支払利息	0	307	0
資産維持費					5	1,143	0	1,148
小 計				1,671	21,177	5,095	27,943	

(4) 基本料金と従量料金の配分

算定要領には、総括原価を「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、利用者の数に比例して発生する「需要家費」と給水量に関係なく発生する「固定費」のうち「比較的各使用者の需要の特性に比例するもの」を基本料金、給水量の増減に比例して発生する「変動費」と「その他の固定費に分類されるもの」を従量料金へ配分する方式が妥当であるとされています。

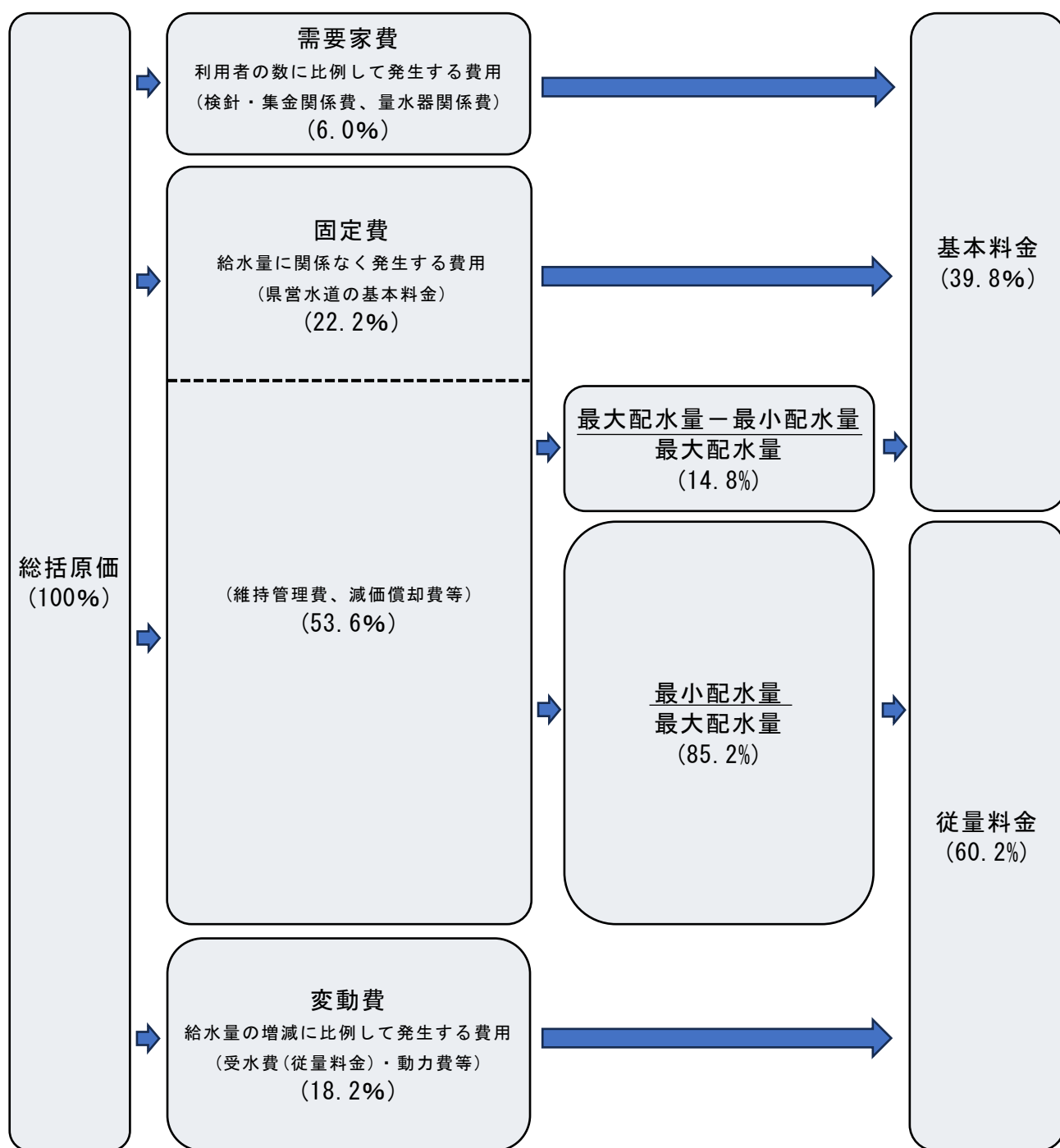
現行は、固定費の総額に対し、最大配水量に対する最大配水量と最小配水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金に配分し、それ以外の最小配水量未満の必ず使われている部分を従量料金に配分しています。この配分方法で、今回の算定期間の固定費の総額を配分すると、基本料金の配分率は 14.8%となり、総括原価の基本料金の配分率は 17.2%となります。

しかし、2024 年度(令和6年度)の給水収益に対する基本料金の割合は 35.7%と大幅な乖離があるため、配分の見直しが必要です。

県営水道の基本料金については、本市の総配水量の約8割を県営水道から購入していることから、固定費の維持管理費の大部分を占めており、給水量に関係なく発生します。本来、基本料金に配分すべき費用であることから、固定費の総額から差し引いた額に対し、現行の方法で算出した比率を乗じて得た額に、県営水道の基本料金を加えた額を基本料金とすると、総括原価の基本料金の配分率は 39.8%となります。

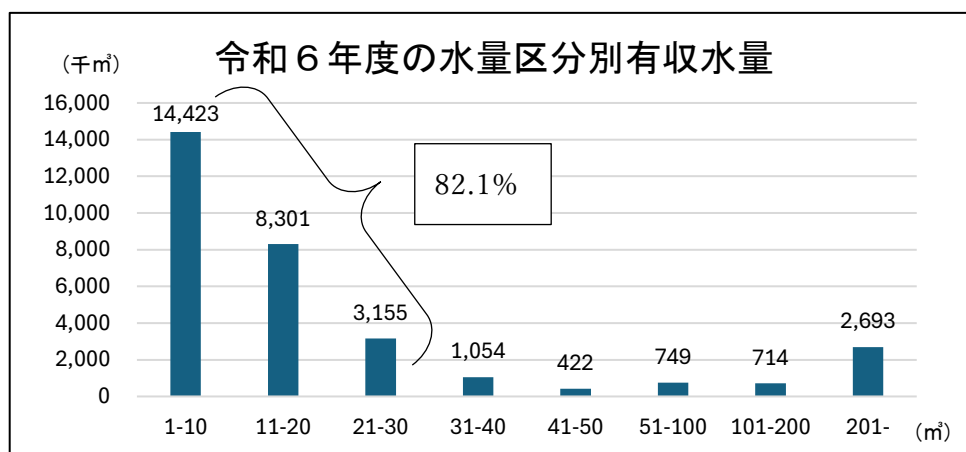
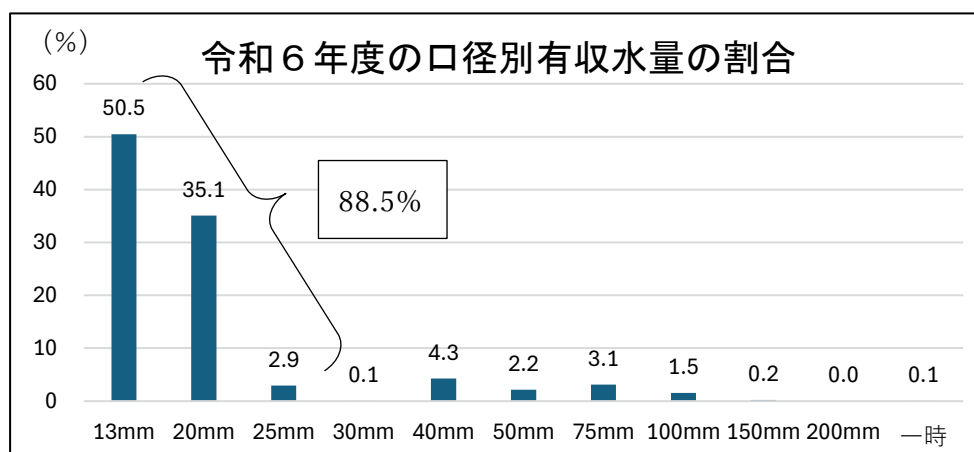
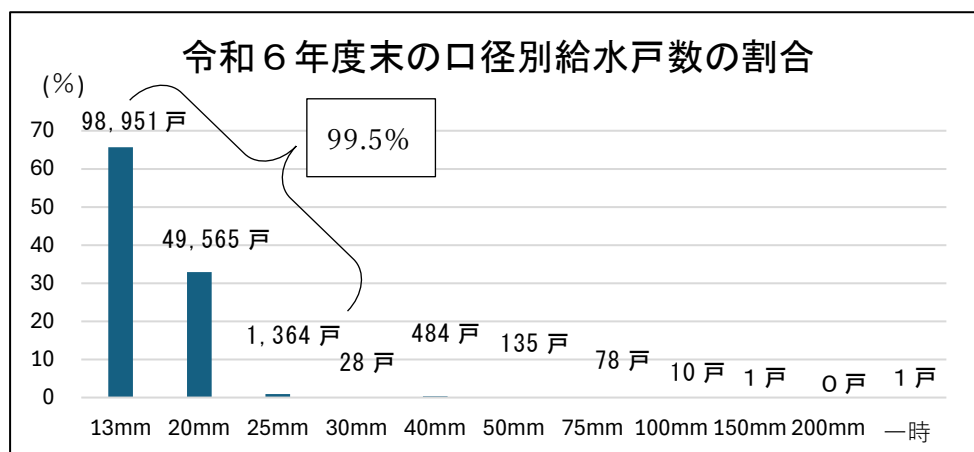
今後の予測では、従量料金の基礎となる有収水量は減少傾向にあり、現状より基本料金に寄せた比率とすることで、安定的な収益の確保にも寄与できることから、この配分方法とします。

総括原価の配分



(5) 基本料金、従量料金の料金体系

現行の料金体系は6ページに示したとおり、基本料金は口径別、従量料金は口径25mm以下と口径30mm以上で異なる料金体系（以下「口径別従量料金」という。）と、使用水量が多いほど段階的に料金単価が上がる「逦増制」としています。2024年度（令和6年度）末時点の口径別給水戸数と、2024年度（令和6年度）の有収水量の割合及び水量区分別有収水量は次のとおりです。



口径別給水戸数の割合は、口径13mmから25mmまでが約99.5%とそのほとんどを占めており、口径別有収水量の割合でも、口径13mmから25mmまでが約88.5%となっています。また、水量区分別有収水量では、1 m³から30 m³までが約82.1%と大半をしめています。

ア 基本料金

基本料金については、算定要領において、需要家費の検針・集金関係費は、口径による差がないため均等配賦、量水器関係費は、量水器の取得価格比により差別配賦、固定費のうち基本料金に配分される費用は、理論流量比と地域の需要実態等を考慮した率により、口径別に配賦する考え方が示されています。

現行の基本料金も算定要領を基に算定されており、今回の改定においても口径による料金の違いを維持し配賦します。

イ 従量料金

従量料金については、算定要領において、「均一料金制」が基本とされていますが、現行では、「口径別従量料金」と「逦増制」としています。

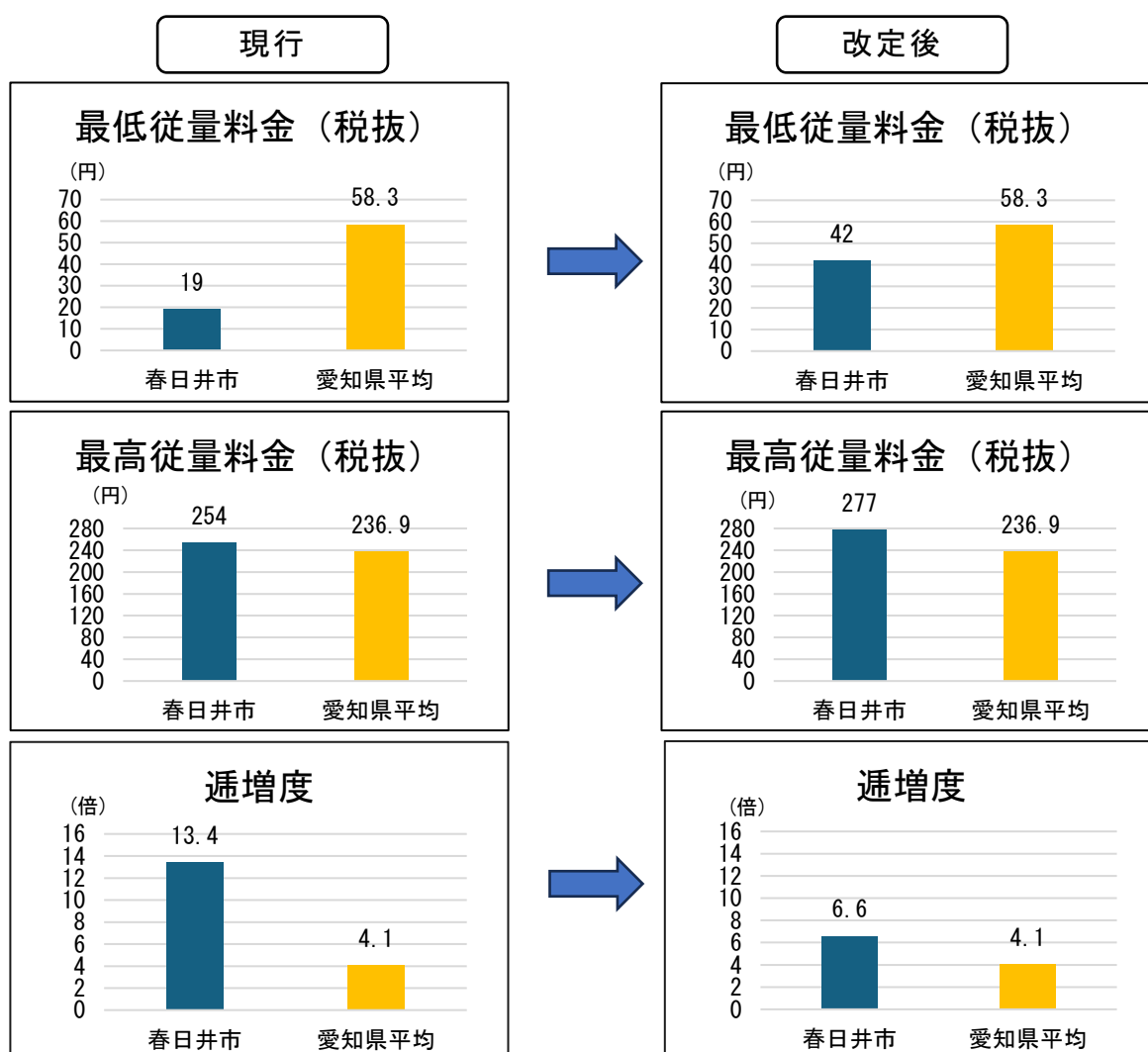
口径別従量料金は、過去の料金体系が用途別だったことや、小口径は家庭用、大口径は営業用等の家庭用以外が多いことから、家庭で使用する水を低廉に供給するため設けられたものと考えられます。しかし、小口径が必ずしも家庭用とは限らず、また、口径の違いによる料金差は基本料金で行っており、同じ水量を使っても口径により従量料金に差が生じることは、公平性の面からも理由が乏しくなっています。

このことから、今回の改定では口径別従量料金を、口径25mm以下の水量101 m³以上は口径30mm以上の料金区分を、口径30mm以上の水量40 m³以下は口径25mm以下の料金区分を適用することとして、同じ水量を使用したときは、従量料金が口径に関わらず同額となるように解消を図ります。

逦増制は、過去の水需要が急増していた時期には、大口使用者の使用量に比重を置いた料金体系とすることで、限られた水資源に対する使用抑制効果に加え、少量使用者が多い生活用水を低廉に供給することができました。しかしな

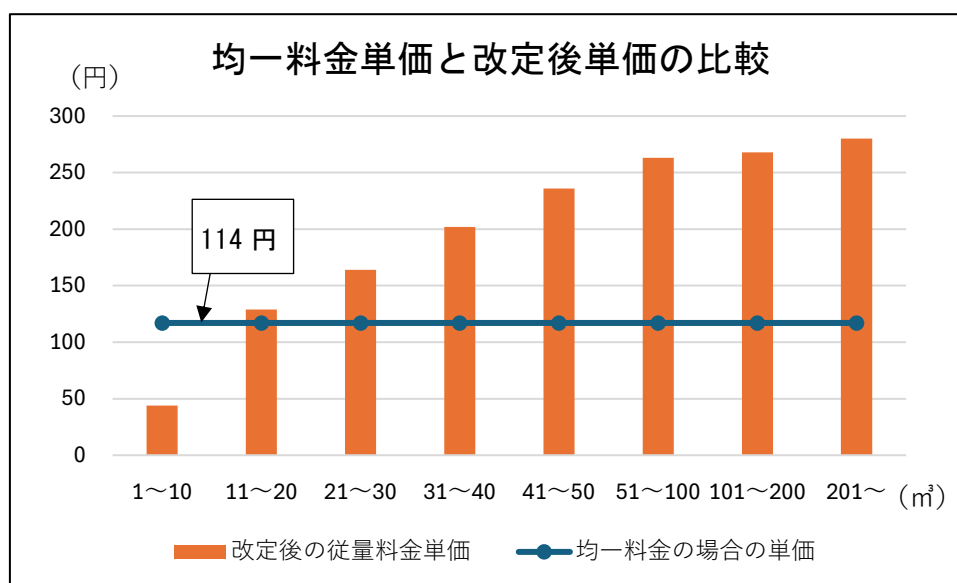
がら、水需要が減少すると、大口使用者に偏った配賦となることで、高単価の水量区分から減少するため、十分な収益が得られないことになります。今後、水需要は低下傾向が見込まれていることから、今回の改定では、逡増制は維持しつつ、水需要の減少局面でも安定的な経営基盤を確保するため、使用者全員に公平なご負担をお願いするものとして、各水量区分に定額で配賦します。

これにより、従量料金単価(税抜)は、最低が県内平均より約39円低い19円から約16円低い42円に、最高が県内平均より約17円高い254円から約40円高い277円になり、1 m³あたりの最低料金と最高料金の比率を示す逡増度は、13.4倍から6.6倍と、県内平均の4.1倍に近づくことになります。



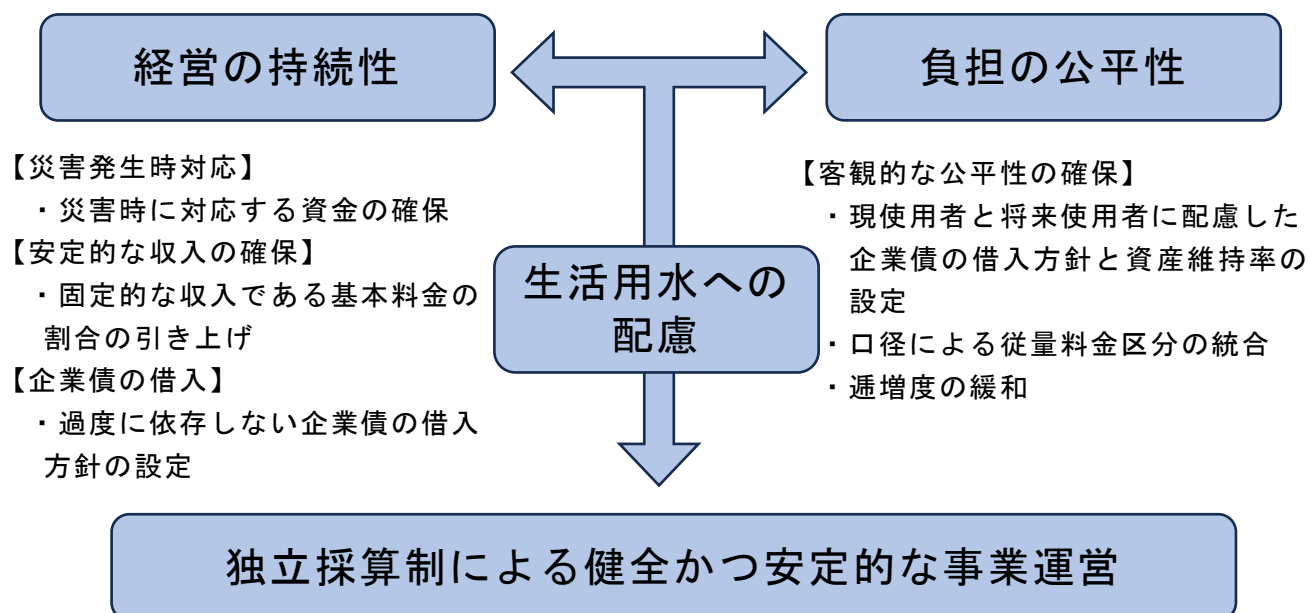
※ 愛知県平均は、2025 年(令和7年)10月1日現在の数値

この改定では、小口径で使用水量が1 m³から10 m³までの従量料金単価が、19円／m³から23円増加の42円／m³となり、改定率は121.1%で少量使用者の改定率は大きくなります。しかし、従量料金で収入すべき水の供給単価（均一料金単価）は1 m³あたり114円で、改定後も1 m³当たり72円低廉に水を供給することができます。11 m³以上は供給単価を上回りますが、使用水量が31 m³までは従量料金収入が費用を下回り、改定後においても、主に少量使用者となる生活用水にかかる水量区分は低廉で供給できます。



(6) 水道料金改定の方針

水道サービスを将来にわたって提供していくために、これまでに行ってきた生活用水への配慮の観点を踏まえ、水需要構造の変化に対応した、経営の持続性と負担の公平性が両立できる料金形態を目指します。



項目	方向性	
内部留保資金	災害時の給水停止に伴う収入減や応急修繕など初動対応の資金確保及び一時的な損失に対応する財源(概ね 30 億円)	経営の持続性
企業債の借入と資産維持率	企業債に過度な依存をせず、現使用者と将来使用者の負担の公平性の確保(企業債残高対給水収益比率 190%以内、資産維持率 0.6%)	経営の持続性 負担の公平性
基本料金と従量料金の割合	原価を適切に賄うことができる基本料金(総括原価に対する基本料金割合 39.8%、従量料金割合 60.2%)	経営の持続性
従量料金の区分	口径による従量料金の区分を統合(小口径 51 m ³ 以上、大口径 50 m ³ 以下)	負担の公平性
逡増制	逡増度の緩和(従量料金の定額改定)	負担の公平性

※ 表中、「将来使用者」とは、水道料金算定期間以降の使用者

(7) 水道料金改定後の体系

(6)の水道料金改定の方針により料金改定を行うと、次のとおりの料金体系となり、水道料金算定期間の平均改定率は、24.7%となります。

現行と改定後の水道料金の単価比較は、次のとおりとなります。

基本料金1か月当たりの単価比較表(税抜)

口径 (mm)	基本料金			
	現行(円/月)	改定後(円/月)	差額(円/月)	改定率(%)
13	750	1,020	270	36.0
20	1,070	1,600	530	49.5
25	1,970	2,710	740	37.6
30	3,460	4,720	1,260	36.4
40	6,440	9,180	2,740	42.5
50	9,700	14,370	4,670	48.1
75	24,390	32,440	8,050	33.0
100	41,760	57,690	15,930	38.1
150	95,040	133,050	38,010	40.0
200	153,600	222,540	68,940	44.9
湯屋用	4,800	6,740	1,940	40.4
一時用	3,360	4,720	1,360	40.5

※ 湯屋用、一時用の単価は、口径別基本料金単価の平均改定率 40.6%から算出

従量料金 1 m³ 当たりの単価比較表(税抜)

使用水量 (m ³)		従量料金							
		口径 13～25mm				口径 30～200mm			
		現行 (円/m ³)	改定後 (円/m ³)	差額 (円/m ³)	改定率 (%)	現行 (円/m ³)	改定後 (円/m ³)	差額 (円/m ³)	改定率 (%)
1～10		19	42	23	121.1	210	42	-168	-80.0
11～20		103	126	23	22.3	210	126	-84	-40.0
21～30		138	161	23	16.7	210	161	-49	-23.3
31～40		176	199	23	13.1	210	199	-11	-5.2
41～50		210	233	23	11.0	210	233	23	11.0
51～100		237	260	23	9.7	237	260	23	9.7
101～200		237	265	28	11.8	242	265	23	9.5
201～		237	277	40	16.9	254	277	23	9.1
湯屋用	1～200	7	42	35	500.0	7	42	35	500.0
	201～	27	42	15	55.6	27	42	15	55.6
一時用	1～	254	277	23	9.1	254	277	23	9.1

※ 湯屋用は、使用水量の分けをなくし、一律最低単価とします。

一時用は、現行と同じ、最高単価としています。

主な使用水量における料金比較

○ 1か月当たり 10 m³使用した場合の料金(税込)

	使用水量 10 m ³		
	現行	改定後	改定額
口径 13mm	1,034 円	1,584 円	550 円
口径 20mm	1,386 円	2,222 円	836 円



○ 1か月当たり 20 m³使用した場合の料金(税込)

	使用水量 20 m ³		
	現行	改定後	改定額
口径 13mm	2,167 円	2,970 円	803 円
口径 20mm	2,519 円	3,608 円	1,089 円



○ 1か月当たり 300 m³使用した場合の料金(税込)

	使用水量 300 m ³		
	現行	改定後	改定額
口径 40mm	86,229 円	92,389 円	6,160 円



5 投資・財源試算(投資・財政計画)

第5章の投資・財源試算での収支ギャップや財源不足の対策として、水道料金の改定により水道事業が必要とする費用を賄いつつ、企業債残高対給水収益比率 190%を企業債残高の上限の目安とすることとし、水道料金収入で賄う財源と、企業債の借入れで賄う財源をバランスよく割り振ることで、財源不足の解消を図りました。

これにより、収支ギャップや財源不足が解消され、安定した事業運営ができる見込みとなったため、対策後の投資・財源試算を投資・財政計画とします。

なお、料金改定後に純利益となるのは、51・52 ページで設定した「資産維持費」を総括原価に含めたことと、営業外収益の1つである「長期前受金戻入」を原則として総括原価から控除していないためです。

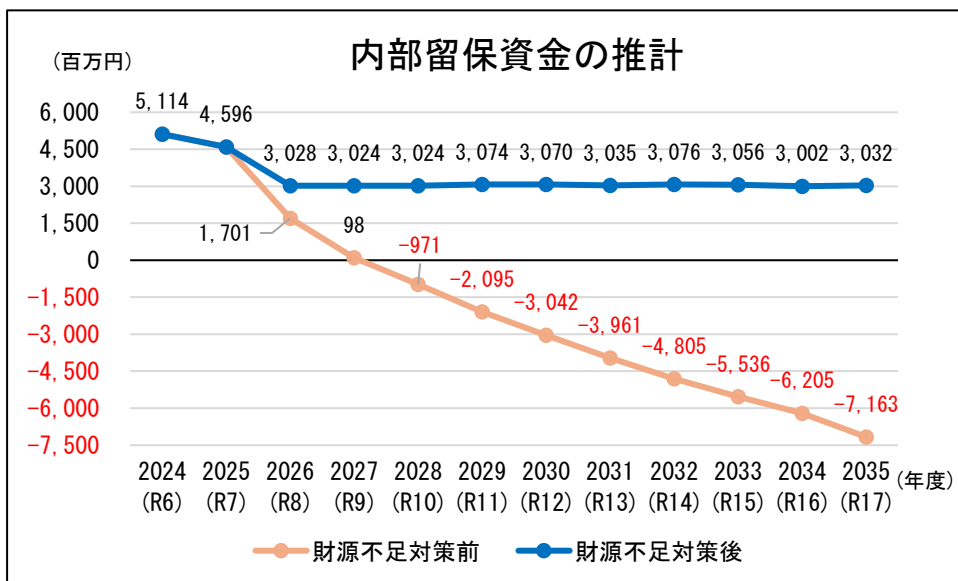
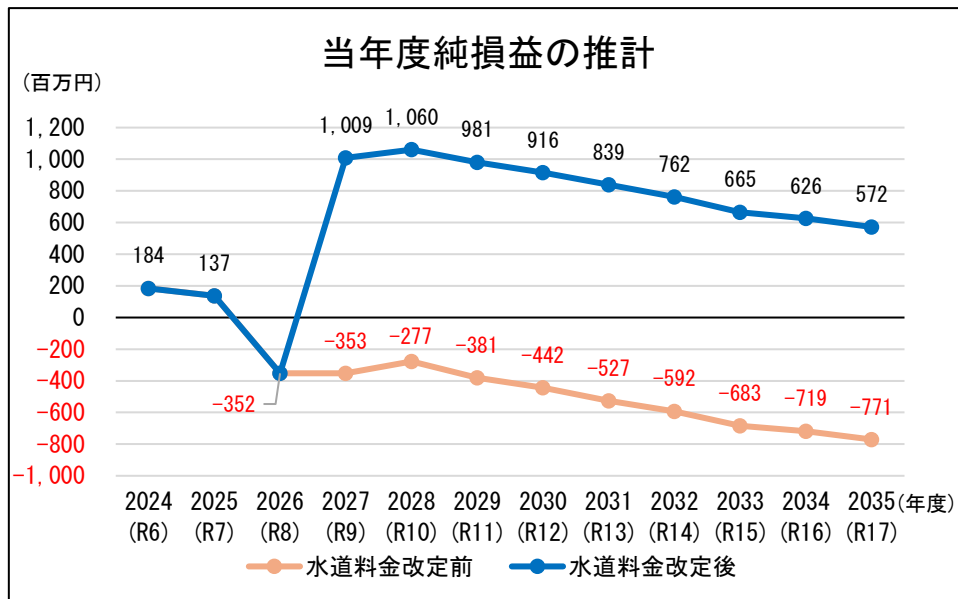
「長期前受金戻入」とは、配水管などの資産を整備する際に収入した補助金や負担金などを、資産の減耗(減価償却費等)に合わせて収益化するものですが、現金収入はありません。

このため、長期前受金戻入に対する減価償却費等を水道料金でいただかない場合でも、経営上は赤字とはなりませんが、更新費用の財源を確保することができず、更新時に改めて負担金等の収入がない場合は、更新を先延ばしにするか、企業債に頼ることになります。本市水道事業では、主に土地区画整理事業からの工事負担金、高蔵寺水道事業から譲り受けた受贈財産や、過去に資本金収入で経理していた水道施設分担金が該当しますが、これらは、更新時には、改めて収入がないため、本市水道事業が更新費用を賄う必要があります。

更新を先延ばしにした場合、39・40 ページで定めた更新周期を超えることになり、漏水事故の発生や震災による断水等の影響が長引く恐れがあります。また、企業債に過度に頼ると、将来使用者の負担が重くなります。このことから、本市水道事業が更新費用を賄う必要があるものについては、総括原価から長期前受金戻入を控除せず、長期前受金戻入に対する減価償却費等は、現にその資産を使用し受益を得る使用者から水道料金としていただき、更新費用に充てるため、長期前受金戻入部分が利益として表示されるものです。

今後も更なる物価高騰など、予測の難しい状況が起こる可能性があるため、現状を把握し、計画と大きな乖離が見込まれる場合は、新規事業を含め、その都度検討をし、必要に応じて見直しを図ります。

収支ギャップ、財源不足の対策前と対策後の比較は、次のとおりです。



収益的収支

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2024 (R6) 決算	2025 (R7) 決算見込	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
収益的收入	5,391,707	5,365,043	5,358,312	6,724,133	6,693,345	6,669,914
営業収益	4,524,258	4,503,244	4,514,550	5,910,137	5,889,547	5,876,181
給水収益	4,507,245	4,488,526	4,495,307	5,893,356	5,872,710	5,859,283
受託工事収入	0	0	110	110	110	110
その他営業収益	17,013	14,718	19,133	16,671	16,727	16,788
営業外収益	867,449	861,799	843,762	813,996	803,798	793,733
受取利息	3,833	11,741	6,700	4,020	4,020	4,020
他会計補助金	5,422	3,542	4,008	4,192	4,192	4,192
分担金	136,978	141,713	151,176	155,040	153,504	151,984
長期前受金戻入	599,102	571,764	548,698	512,260	497,263	486,318
雑収益	122,114	133,039	133,180	138,484	144,819	147,219
収益的支出	5,205,515	5,227,150	5,702,142	5,711,165	5,628,944	5,685,237
営業費用	5,183,941	5,212,492	5,668,680	5,642,559	5,557,796	5,615,716
原水及び浄水費	2,074,022	2,106,815	2,233,636	2,210,936	2,187,392	2,180,760
配水及び給水費	740,304	765,063	851,872	815,201	819,732	809,060
受託工事費	0	0	100	102	103	104
業務費	430,861	451,936	516,054	531,674	501,640	489,932
総係費	113,455	111,171	143,347	127,214	128,441	129,828
減価償却費	1,776,313	1,730,710	1,692,023	1,819,231	1,826,428	1,942,193
資産減耗費	48,986	46,797	231,648	138,201	94,060	63,839
営業外費用	21,574	14,658	33,462	68,606	71,148	69,521
支払利息	20,788	14,041	33,461	68,006	70,548	68,921
雑支出	786	617	1	600	600	600
経常損益	186,192	137,893	△ 343,830	1,012,968	1,064,401	984,677
特別利益	0	354	0	0	0	0
固定資産売却益	0	354	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0	0
特別損失	1,759	1,197	8,640	4,000	4,000	4,000
固定資産売却損	0	0	5,640	0	0	0
過年度損益修正損	1,759	1,197	3,000	4,000	4,000	4,000
特別損益	△ 1,759	△ 843	△ 8,640	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
当年度純損益	184,433	137,050	△ 352,470	1,008,968	1,060,401	980,677

収益の収支

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
収益的收入	6,655,189	6,627,092	6,603,682	6,572,833	6,537,558	6,500,787
営業収益	5,860,576	5,849,674	5,817,220	5,792,107	5,764,713	5,744,661
給水収益	5,843,623	5,832,660	5,800,145	5,774,971	5,747,521	5,727,408
受託工事収入	110	110	110	110	110	110
その他営業収益	16,843	16,904	16,965	17,026	17,082	17,143
営業外収益	794,613	777,418	786,462	780,726	772,845	756,126
受取利息	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020
他会計補助金	4,192	4,192	4,192	4,192	4,192	4,192
分担金	150,479	148,989	147,513	146,052	144,605	143,173
長期前受金戻入	481,644	469,893	477,379	470,634	461,110	443,308
雑収益	154,278	150,324	153,358	155,828	158,918	161,433
収益の支出	5,734,863	5,783,667	5,837,265	5,903,670	5,907,609	5,925,047
営業費用	5,667,898	5,720,904	5,778,656	5,846,520	5,854,670	5,876,631
原水及び浄水費	2,198,330	2,186,741	2,180,614	2,191,702	2,175,357	2,183,379
配水及び給水費	814,406	833,790	826,185	842,130	853,375	850,965
受託工事費	105	107	108	109	110	111
業務費	494,672	501,627	506,790	511,957	517,131	522,311
総係費	131,069	134,324	135,621	136,930	138,397	139,722
減価償却費	1,980,262	2,018,431	2,087,718	2,120,866	2,129,303	2,138,044
資産減耗費	49,054	45,884	41,620	42,826	40,997	42,099
営業外費用	66,965	62,763	58,609	57,150	52,939	48,416
支払利息	66,365	62,163	58,009	56,550	52,339	47,816
雑支出	600	600	600	600	600	600
経常損益	920,326	843,425	766,417	669,163	629,949	575,740
特別利益	0	0	0	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0	0
特別損失	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
特別損益	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
当年度純損益	916,326	839,425	762,417	665,163	625,949	571,740

資本の収支

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2024 (R6) 決算	2025 (R7) 決算見込	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
資本の収入	557,215	1,302,371	1,753,185	545,627	406,783	442,621
企業債	0	939,900	1,300,000	100,000	0	0
企業債	0	939,900	1,300,000	100,000	0	0
補助金	0	0	44,000	137,121	84,925	89,117
国庫補助金	0	0	44,000	137,121	84,925	89,117
負担金	8,375	10,747	15,400	15,360	15,510	15,675
負担金	8,375	10,747	15,400	15,360	15,510	15,675
固定資産売却代金	0	116	1,200	0	0	0
固定資産売却代金	0	116	1,200	0	0	0
工事収入	548,840	351,608	392,585	293,146	306,348	337,829
工事収入	548,840	351,608	392,585	293,146	306,348	337,829
資本の支出	2,342,280	3,163,421	3,839,002	3,355,868	2,890,058	2,893,514
建設改良費	2,056,156	2,909,544	3,649,937	3,204,196	2,798,050	2,801,380
整備事業費	2,000,638	2,851,167	3,502,543	3,084,325	2,747,970	2,750,668
固定資産購入費	55,518	58,377	147,394	119,871	50,080	50,712
企業債償還金	286,124	253,877	189,065	151,672	92,008	92,134
企業債償還金	286,124	253,877	189,065	151,672	92,008	92,134
資本の収入額が資本の支出額に 対し不足する額	1,785,065	1,861,050	2,085,817	2,810,241	2,483,275	2,450,893
補填財源	1,785,065	1,943,446	2,085,817	2,810,241	2,483,275	2,450,893
損益勘定留保資金	1,368,571	1,640,820	1,901,384	2,676,113	2,483,275	1,441,925
建設改良積立金	416,494	302,626	184,433	134,128	0	1,008,968
内部留保資金残額	5,113,974	4,595,726	3,027,702	3,024,070	3,024,422	3,073,920
企業債残高	750,232	1,436,254	2,658,890	2,607,219	2,515,211	2,423,077

他会計繰入金

区 分 \ 年 度	2024 (R6) 決算	2025 (R7) 決算見込	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
収益の収支分	10,404	6,893	11,558	9,875	9,931	9,992
うち基準内繰入金	10,404	6,893	11,558	9,875	9,931	9,992
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
資本の収支分	8,375	10,747	15,400	15,360	15,510	15,675
うち基準内繰入金	8,375	10,747	15,400	15,360	15,510	15,675
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計	18,779	17,640	26,958	25,235	25,441	25,667

資本の収支

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
資本の収入	413,152	417,461	521,769	422,124	346,654	653,598
企業債	0	0	100,000	0	0	400,000
企業債	0	0	100,000	0	0	400,000
補助金	56,266	56,853	57,440	58,026	58,560	73,933
国庫補助金	56,266	56,853	57,440	58,026	58,560	73,933
負担金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
負担金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
工事収入	341,061	344,618	348,174	347,778	271,624	163,030
工事収入	341,061	344,618	348,174	347,778	271,624	163,030
資本の支出	2,881,491	2,886,012	2,895,165	2,799,759	2,735,925	2,932,407
建設改良費	2,724,190	2,740,357	2,745,356	2,645,676	2,577,446	2,769,405
整備事業費	2,683,596	2,693,241	2,687,560	2,589,306	2,513,580	2,716,843
固定資産購入費	40,594	47,116	57,796	56,370	63,866	52,562
企業債償還金	157,301	145,655	149,809	154,083	158,479	163,002
企業債償還金	157,301	145,655	149,809	154,083	158,479	163,002
資本の収入額が資本の支出額に 対し不足する額	2,468,339	2,468,551	2,373,396	2,377,635	2,389,271	23,768,468
補填財源	2,468,339	2,468,551	2,373,396	2,377,635	2,389,271	2,278,809
損益勘定留保資金	1,407,938	1,487,874	1,457,070	1,538,210	1,626,854	1,613,646
建設改良積立金	1,060,401	980,677	916,326	839,425	762,417	665,163
内部留保資金残額	3,069,579	3,034,874	3,075,854	3,056,440	3,002,308	3,032,073
企業債残高	2,265,776	2,120,121	2,070,313	1,916,230	1,757,751	1,994,750

他会計繰入金

区 分 \ 年 度	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
収益の収支分	10,047	10,108	10,169	10,230	10,286	10,347
うち基準内繰入金	10,047	10,108	10,169	10,230	10,286	10,347
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
資本の収支分	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
うち基準内繰入金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計	25,872	26,098	26,324	26,550	26,756	26,982

第7章 経営指標と目標値



1 経営指標の選定

経営比較分析表や業務指標（日本水道協会）などから、課題解決のための指標を選定しています。

なお、水道施設の経年化を法定耐用年数ではなく、国の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」の更新基準の設定値を参考とし、維持管理での実際の更新状況を勘案した更新基準を定めていることから、指標に追加しています。

2 目標値の基本的な考え方

基本的には、計画期間内に投資・財政計画の計画値に到達できるように目標設定を行います。

また、この目標値を活用して、毎年度、進捗状況を確認することで、本市の特性や問題点を把握し、更なる改善策の検討につなげます。

3 目標値

水道施設の計画的更新

(単位: %)

指 標 \ 年 度	決 算 値	目 標 値			望ましい方向
	2024 (R6)	2028 (R10)	2030 (R12)	2035 (R17)	
経年化設備率(耐用年数)	19.7	52.1	57.0	59.2	↘
経年化設備率(更新基準)	0.0	0.0	0.0	0.0	→
管路経年化率(耐用年数)	28.5	40.0	45.8	57.2	↘
管路経年化率(更新基準)	0.0	0.0	0.0	0.0	→
管路更新率	0.9	1.2	1.4	1.3	↗

水道施設の耐震化

(単位: %)

指 標 \ 年 度	決 算 値	目 標 値			望ましい方向
	2024 (R6)	2028 (R10)	2030 (R12)	2035 (R17)	
浄水施設耐震化率	100	100	100	100	→
配水池耐震施設率	100	100	100	100	→
基幹管路の耐震適合率	78.4	82.6	83.6	86.0	↗
基幹管路の耐震化率	41.5	46.4	47.6	49.8	↗

将来を見据えた適正な施設の検証

(単位: %)

指 標 \ 年 度	決 算 値	目 標 値			望ましい方向
	2024 (R6)	2028 (R10)	2030 (R12)	2035 (R17)	
施設利用率	83.3	82.0	81.4	79.7	↗
施設最大稼働率	89.1	89.8	89.2	87.3	↗

収益の確保と経費の削減

(単位: %)

指 標 \ 年 度	決 算 値	目 標 値			望ましい方向
	2024 (R6)	2028 (R10)	2030 (R12)	2035 (R17)	
経常収支比率	103.6	118.9	116.0	109.7	↗
企業債残高対給水収益比率	16.6	42.8	38.8	34.8	↘
料金回収率	97.8	114.4	111.2	104.5	↗

第8章 推進体制と進捗管理

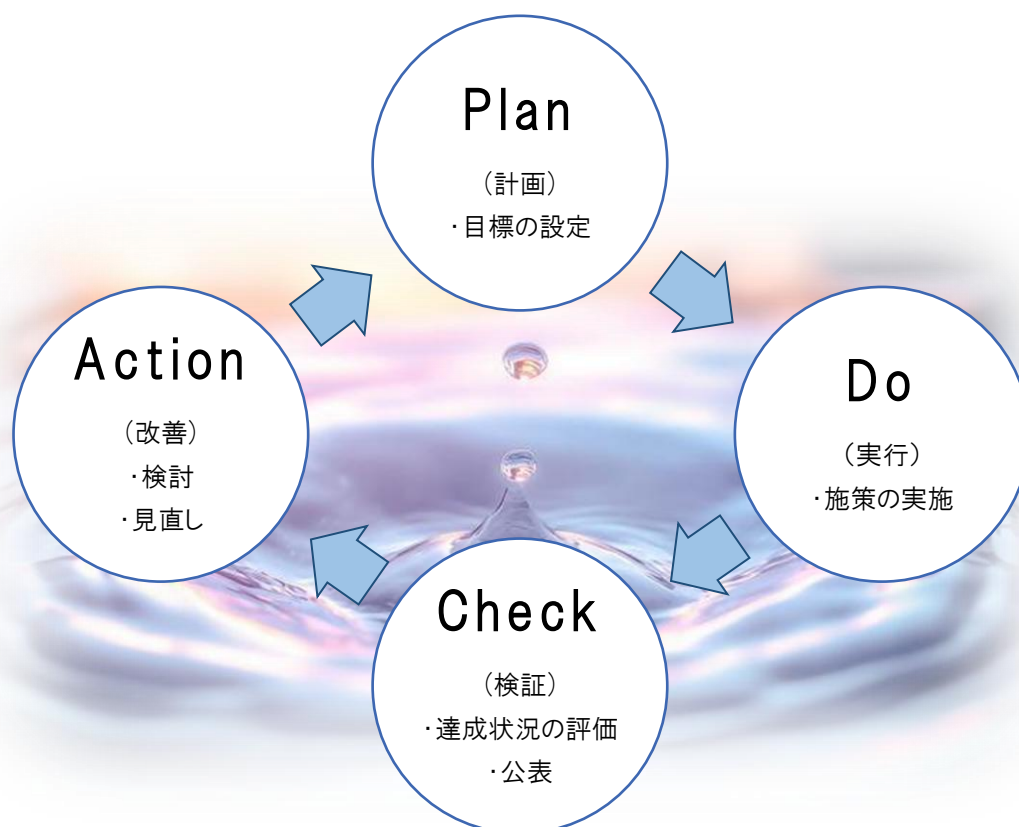
1 推進体制

具体的な施策は、各課で立案・実施・改善を行いつつ、上下水道部内で連携を図りながら取り組んでまいります。

また、経営審議会において、経営戦略の進捗報告を行い、事業経営全般について多角的な観点から多くの意見をいただき、事業に反映させることにより、今後も引き続き安定した経営を行ってまいります。

2 推進管理及び継続的な改善

経営戦略については、毎年度、計画の進捗管理（モニタリング）を行い、検証を行います。検証では、計画と実績との乖離の分析を行い、その結果を見直し後の経営戦略に反映させるPDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、改善（Action））を機能させていきます。このような取組を確立することで、常に改善を図りながら各種施策を推進し、事業が目指すべき方向性を実現していきます。



3 改定スケジュール

今後の社会経済情勢の変化等に対応するため、計画の中間年となる2030年度（令和12年度）に、これまでの取組や投資・財政計画を検証し、施策や目標値等の再設定を行ったうえで、計画期間を2031年度（令和13年度）から10年間とする経営戦略の改定を行います。

なお、第2次経営戦略の計画と実績に乖離が生じた場合は、改定の必要性を検討し、中間年度から前倒して改定を行います。

また、各種施策には、今後、取組の内容を調査・研究していくものも含まれており、これらの施策は、実施可能と判断した時点で施策内容等を具体化していきます。

経営戦略の改定スケジュール

（年度）

第2次経営戦略(2026(R8)～2035(R17))									
2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目

改訂

第3次経営戦略
(2031(R13)～2040(R22))

資料編



施設の概要

水源

	水源	用水	浄水場
県水受水	岩屋ダム	木曽川総合用水	犬山浄水場
	牧尾ダム 味噌川ダム 阿木川ダム	愛知用水	高蔵寺浄水場
	市内の深井戸		町屋送水場 知多配水場

浄水施設

施設名	稼動開始年	ろ過池数	施設能力(m ³ /日)
町屋送水場	2012(H24)	4	15,000
知多配水場	2017(H29)	6	9,900
合計		10	24,900

送水施設

施設名	稼動開始年	送水先	ポンプ設置数(台)
町屋送水場	2012(H24)	桃山配水場	3
県水受水ポンプ場	1974(S49)	桃山配水場	7
桃山配水場			6
	1971(S46)	東山配水場	3
	1975(S50)	東神明配水場	3
東神明配水場			7
	1975(S50)	神屋西配水場	2
	1999(H11)	明知配水場	3
	1986(S61)	神屋東配水場	
	1988(S63)	神屋中配水場	
	1992(H4)	上野配水場	2
西尾ポンプ場	2000(H12)	内津配水場	2
庄名ポンプ場	2003(H15)	高蔵寺高区配水場	2
合計			27

配水施設

施設名		設置年	有効容量 (m ³)
知多配水場			4,000
	1号配水池	2017(H29)	2,000
	2号配水池	2017(H29)	2,000
桃山配水場			38,800
	1号配水池	1971(S46)	4,000
	2号配水池	1973(S48)	5,000
	3号配水池	1976(S51)	12,000
	4号配水池	1996(H8)	17,800
東山配水場			10,000
	1号配水池	1971(S46)	4,000
	2号配水池	1999(H11)	6,000
玉野配水場		1997(H9)	1,100
東神明配水場			11,600
	1号配水池	1975(S50)	5,000
	2号配水池	1996(H8)	1,600
	3号配水池	2015(H27)	5,000
神屋西配水場		1975(S50)	1,000
神屋中配水場			1,300
	低区配水池	1988(S63)	1,000
	高区配水池	1988(S63)	300
神屋東配水場		1986(S61)	1,230
上野配水場		1992(H4)	500
明知配水場			1,700
	低区配水池	1999(H11)	1,000
	高区配水池	1999(H11)	700
大和配水場		1971(S46)	1,500
内津配水場		2000(H12)	310
高蔵寺高区配水場			4,000
	1号配水池	1972(S47)	2,000
	2号配水池	1972(S47)	2,000
高蔵寺中区配水場			4,900
	1号配水池	1967(S42)	2,450
	2号配水池	1967(S42)	2,450
高蔵寺低区配水場		1984(S59)	2,100
合計			84,040

投資・財政計画に係る主な前提条件

項目		前提条件
収益的収入	給水収益	給水人口、有収水量の予測を基に推計 2027年度(令和9年度)以降は、改定後の水道料金により推計
	長期前受金戻入	受託工事による工事収入等の、減価償却費等見合い分を収益化するものとして推計
	その他収益	過去の実績等を基に推計
収益的支出	職員給与費	2024年度(令和6年度)の職員給与費に人員増等を考慮した上で、物価上昇率1.0%/年を乗じて推計
	受水費	受水量を過去の実績を基に、2026年度(令和8年度)の県営水道の値上後の料金を反映させ推計
	減価償却費	予測した取得資産に対し法定耐用年数に基づき推計
	その他営業費用	過去の実績等を基に物価上昇率 1.0%/年を乗じて推計
	支払利息	企業債の元利償還見込に基づき、利率3%/年で推計
資本的収入	企業債	内部留保資金の基準で定めた財源を確保し、不足する額を企業債の借入で賄うこととし、企業債の借入方針で定めた上限目安を超えないよう推計
	工事収入	土地区画整理事業等の受託工事を相手方の事業計画や過去の実績等により推計
資本的支出	整備事業費	投資計画に基づき、物価上昇率 1.0%/年を乗じて推計
	企業債償還金	企業債の元利償還見込に基づき推計

用語解説

用語名	説 明
あ	
アセットマネジメント	事業全体を対象に現在ある資産を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立ち計画的・効率的に管理する取組
ICT	Information and Communication Technology の略 デジタル化された情報の通信技術
か	
春日井市総合計画	市の将来像を実現するため、様々な分野にわたる事業を総合的に進めるための市の最上位計画
管路経年化率	法定耐用年数を経過した管路延長の総延長に対する割合 数値は低いほうが良い $\text{管路経年化率}(\%) = \text{法定耐用年数を経過した管路延長} \div \text{管路延長} \times 100$
管路更新率	1年間に更新した管路延長の総延長に対する割合 管路の更新ペースや状況を把握できる $\text{管路更新率}(\%) = \text{当該年度に更新した管路延長} \div \text{管路延長} \times 100$
基幹管路	導水管、送水管及び口径 400mm 以上の配水管
基幹管路の耐震化率	耐震基幹管路延長の基幹管路総延長に対する割合 数値は高いほうが良い $\text{基幹管路の耐震化率}(\%) = \text{基幹管路の耐震管延長} \div \text{基幹管路の延長} \times 100$
基幹管路の耐震適合率	耐震管に加え、管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる基幹管路延長の基幹管路総延長に対する割合 数値は高いほうが良い $\text{基幹管路の耐震適合率}(\%) = \text{耐震適合性のある管路延長} \div \text{基幹管路の延長} \times 100$

企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債(国などからの長期借入金)
企業債残高対給水収益比率	企業債残高の給水収益に対する割合 企業債残高の規模を示す指標 企業債残高対給水収益比率(%) = 企業債現在高合計 ÷ 給水収益 × 100
給水区域	水道事業者が水道水を供給する区域
給水原価	有収水量1 m³当たりどれだけ費用がかかっているかを表す指標 給水原価(円) = {経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費) - 長期前受金戻入} ÷ 有収水量
給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口
供給単価	有収水量1 m³当たりの給水収益の割合を示す指標 供給単価(円) = 給水収益 ÷ 有収水量
繰越利益剰余金	前年度までの未処分の利益(剰余)のうち、当年度へ繰り越された金額
経常収益	水道料金収入等の本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計補助金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計
経常収支比率	経常収益の経常費用に対する割合 100%以上の場合は経常黒字を、100%未満の場合は経常赤字を表す 経常収支比率(%) = 経常収益 ÷ 経常費用 × 100
経常費用	職員給与費や委託料など維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と企業債利息などの本来の営業活動以外の活動により発生する営業外費用の合計
経年化設備率	浄水場内の法定耐用年数を経過した電気・機械設備数の電気・機械設備の総数に対する割合 数値は低いほうが良い 経年化設備率(%) = 法定耐用年数を経過した電気・機械設備数 ÷ 電気・機械設備数 × 100

県営水道	市等に対し、水道水を供給する愛知県が運営する事業（愛知県営水道事業）
減価償却費	土地などを除く固定資産（建物・配水管など）の減価（価値の減少）を、使用できる期間（法定耐用年数）にわたり、合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理を減価償却といい、この処理による特定の年度の費用
固定費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量と関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に発生する費用 配分基準により基本料金と従量料金に配分
さ	
資産維持費	水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額を水道料金の算定時の総括原価に含める必要がもの
資産減耗費	資産の滅失、紛失、価値の下落を反映させる費用
施設最大稼働率	施設・設備が1日に対応可能な配水能力に対する、1日最大配水量の割合 $\text{施設最大稼働率}(\%) = 1\text{日最大配水量} \div 1\text{日配水能力} \times 100$
施設利用率	施設・設備が1日に対応可能な配水能力に対する、1日平均配水量の割合 $\text{施設利用率}(\%) = 1\text{日平均配水量} \div 1\text{日配水能力} \times 100$
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる負担金や受託工事などの収入
収益的収支	1事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益と、それに対応する全ての費用
受託工事	土地区画整理事業等において、新たに水道管等を整備する場合、原因者の負担で行う工事

需要家費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量と関係なく利用者の存在により発生する費用 固定的なものであるため基本料金に配分
浄水施設耐震化率	耐震対策の施されている浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合 数値は高いほうが良い $\text{浄水施設耐震化率}(\%) = \text{耐震対策の施されている浄水施設能力} \div \text{全浄水施設能力} \times 100$
新水道ビジョン	将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示したもの
水道DX	水道施設の老朽化や管理に精通した熟練職員の減少などが急速に進む中、将来にわたり水道サービスを提供し続けるためには、デジタル技術を活用し、メンテナンスを高度化・効率化させる取り組み
水道施設	水道のための取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、貯水施設及び配水施設
総括原価	営業費用に資本費用を加えて算定された額 水道料金算定期間における総括原価と水道料金収入の総額が一致するように水道料金が算定される
た	
ダウンサイジング	配水量の減少や技術進捗に伴い、水道施設更新時等に施設や管路の能力を縮小し、効率化を図ること
濁度	水の濁りの程度を示す指標 (水道水質基準等評価値では2度以下)
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもの
逡増制	使用水量に応じて段階的に料金単価が高くなる制度 水の使用を抑制し、一般家庭の料金を安く設定できる

逓増度	逓増度は、水1 m ³ を使用した時の最大単価と最小単価の倍率を比較した値 大口使用者にどれだけ多くの負担を求めているかを測る指標
デマンドレスポンス	電力需要がピークになる時間帯に電力使用量を減らしたり、逆に需要が少ない時間帯に電力使用量を増やしたりすることで、電力の需要パターンを変えて電力使用量を制御する仕組み
独立採算制	企業が事業活動の経費を経営に伴う収入で賄うこと
な	
内部留保資金	減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって留保される自己資金
は	
配水池耐震施設率	耐震対策の施されている配水池容量の配水池総容量に対する割合 数値は高いほうが良い 配水池耐震施設率(%)＝耐震対策の施されている配水池有効容量÷配水池有効容量×100
PDCA サイクル	業務プロセス管理手法の1つで、Plan(計画)–Do(実施)–Check(検証)–Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を目指していく手法
pH 値	水溶液の酸性度またはアルカリ性(塩基性)を表す尺度 (水道水の pH 値は、5.8 以上 8.6 以下)
変動費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量に伴い発生する費用 使用量に対し増減するものであるため従量料金に配分
ベンダーロックイン	特定の事業者(ベンダー)の製品・サービスに依存し、他社への切替えやシステム変更が困難になる状態(ロックイン)
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則により定められた、減価償却計算を行うための会計制度上の年数

ま	
未処理欠損金	年度末時点で処理(補てん)できずに残っている欠損金(赤字)
や	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標 資産の老朽化度合を示している 有形固定資産減価償却率(%) = 有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100
有収水量	配水する水のうち水道料金の徴収対象になる水量
有収率	施設の稼働(配水)が収益につながっているかを判断する指標 100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている 有収率(%) = 年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100
ら	
流動比率	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す指標 100%以上あることが望ましい 流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100
料金回収率	水道水を給水するのに必要なコストを水道料金で賄えているか示す指標 料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が、料金収入以外の収入で賄われていることを意味する 料金回収率(%) = 供給単価 ÷ 給水原価 × 100
累積欠損金比率	営業活動によって生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんできず、複数年度にわたって累積した欠損金の状況を表す指標 累積欠損金比率(%) = 当年度未処理欠損金 ÷ (営業収益 - 受託工事収益) × 100
漏水調査	水漏れの音を確認する音聴棒などの専門機器を使った調査

春日井市上下水道事業経営審議会委員名簿

構 成	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	磯部 友彦 (2025 年度(令和7年度)まで)	中部大学
会 長	齊藤 由里恵 (2025 年度(令和7年度)まで副会長)	中京大学
副会長	曾場 七恵 (2026 年度(令和8年度))	中部大学
委 員	尾花 まき子 (2025 年度(令和7年度)から)	名古屋工業大学
委 員	安藤 宣貴 (2025 年度(令和7年度)まで)	安藤宣貴税理士事務所
委 員	香田 浩一	公認会計士
委 員	山田 真平 (2024 年度(令和6年度))	春日井商工会議所
委 員	鈴木 夕雪 (2025 年度(令和7年度)から)	
委 員	時田 加代子	春日井市婦人会協議会
委 員	伊藤 實資 (2024 年度(令和6年度))	春日井市区長町内会長連合会
委 員	安達 和範 (2025 年度(令和7年度))	
委 員	百井 裕則 (2026 年度(令和8年度))	
委 員	村松 世規 (2024 年度(令和6年度))	名古屋徳洲会総合病院
委 員	秋田 徹 (2025 年度(令和7年度)から)	
委 員	櫻井 千明 (2025 年度(令和7年度)まで)	公募委員
委 員	貞方 智子 (2025 年度(令和7年度)まで)	
委 員	黒澤 慧 (2026 年度(令和8年度))	
委 員	白浜 勝幸 (2026 年度(令和8年度))	

春日井市上下水道事業経営審議会審議経過

審議会	開催年月日	審議の概要
2024年度 (令和6年度) 第1回	2024年(令和6年) 8月28日	・「春日井市水道事業の経営に関する調査及び審議について」諮問 ・水道事業の現状と課題について
第2回	2024年(令和6年) 10月21日	・第1次経営戦略の進捗状況について ・水道事業の内部留保資金について
第3回	2025年(令和7年) 1月22日	・水道事業の投資・財源試算について
第4回	2025年(令和7年) 3月28日	・水道料金改定の検討について
2025年度 (令和7年度) 第1回	2025年(令和7年) 8月7日	・答申期限の変更 ・これまでの主な経営健全化の取組について ・水道料金改定の検討について(2)
第2回	2025年(令和7年) 10月20日	・第1次経営戦略の進捗状況について ・水道料金改定の検討について(3)
第3回	2025年(令和7年) 11月25日	・第2次経営戦略(中間案)について
第4回	2025年(令和7年) 12月23日	・第2次経営戦略(中間案)について
2026年度 (令和8年度) 第1回	2026年(令和8年) 7月29日	・第2次経営戦略(中間案)に対する市民意見公募結果について ・第2次経営戦略(案)について ・「春日井市水道事業の経営に関する調査及び審議について」答申

第2次経営戦略(中間案)に対する市民意見公募の結果

1 募集案内

広報(令和8年3月号)、市ホームページ及び市公式LINE

2 募集期間

令和8年3月3日(火)から令和8年4月3日(金)まで

3 公表方法

第2次経営戦略(中間案)を市の各施設(上下水道経営課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館、市民活動支援センター、レディヤンかすがい、総合福祉センター)に設置するとともに、市ホームページに掲載

4 募集方法

郵送、ファクス、電子メール、市公式 LINE、あいち電子申請・届出システム若しくは持参による提出

5 募集結果

0名0件

諮問(写)

6 春上下経第 575 号

令和 6 年 8 月 28 日

春日井市上下水道事業経営審議会

会長 磯部 友彦 様

春日井市長 石黒 直樹



春日井市水道事業の経営に関する調査及び審議について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

本市の水道事業は、昭和32年に給水を開始して以来、水需要の増加や給水区域の拡大に併せ、拡張事業を実施し、市内全域への安全で安心な水の供給に努めてきました。

こうした中、経営状況や将来環境を分析し、事業の効率化や施設管理の見直しを行うなど、具体的な経営改善に取り組むため、平成30年3月に「春日井市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」と言う。）を策定し、令和4年度に現状に合わせ中間見直しを行いました。

しかしながら、費用においては、昨今の急激な物価高騰等により予定されていなかった県営水道料金の値上げが行われるなど増加が見込まれ、収入においては、給水人口の減少、水需要の減少等により、給水収益の減少が予測よりも多いため、計画よりも早く経営状況が厳しいものとなることが予想されるなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、「経営戦略」の改定が必要となっています。

つきましては、令和9年度に改定予定の「経営戦略」を前倒して改定するにあたり、水道事業における課題を踏まえ、財源確保に向けた料金改定の検討等を含めた、多角的な視点から貴審議会の意見を求めます。

2 答申期限 令和8年1月まで

諮問に係る答申期限変更依頼(写)

7 春上下経第 854 号

令和 7 年 8 月 7 日

春日井市上下水道事業経営審議会

会長 磯部 友彦 様

春日井市長 石黒 直樹



答申期限の変更について（依頼）

令和 6 年 8 月 28 日付け 6 春上下経第 575 号の諮問により、審議を重ねていただいているところですが、料金改定が避けられない状況であることから、「改定時期」や「改定率」など検討をさらに深めるため、答申期限を変更いたしますので、引き続き調査及び審議をお願い申し上げます。

変更後の答申期限 令和 8 年 7 月まで

答申(写)

